

第六十五回国会 農林水産委員会 議 録 第二十三号

昭和四十六年五月七日(金曜日)

午前十四時四十三分開議

出席委員

委員長 草野一郎平君

理事 安倍晋太郎君

理事 丹羽 兵助君

理事 千葉 七郎君

理事 小川 忠君

理事 鹿野 彦吉君

理事 小山 長規君

理事 瀬戸山三男君

理事 別川修紀夫君

理事 森下 元晴君

理事 角屋堅次郎君

理事 芳賀 貢君

理事 瀬野栄次郎君

理事 合沢 栄君

理事 小沢 辰男君

理事 三ツ林弥太郎君

理事 斎藤 実君

理事 熊谷 義雄君

理事 齋藤 邦吉君

理事 中垣 國男君

理事 松野 幸泰君

理事 山崎平八郎君

理事 田中 恒利君

理事 長谷部七郎君

理事 鶴岡 洋君

理事 倉石 忠雄君

理事 渡辺美智雄君

理事 小暮 光美君

理事 中野 和仁君

理事 中原 晃君

理事 相原 三郎君

理事 柳瀬 孝吉君

理事 増田 実君

理事 松任谷健太郎君

委員外の出席者

大蔵省主計局主計官

厚生大臣官房企画室長

通商産業省企業局参事官

農林水産委員会調査室長

農林水産委員会調査室長

農林水産委員会調査室長

農林水産委員会調査室長

本日の会議に付した案件

昭和四十四年度及び昭和四十五年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第六五号)

農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律案(内閣提出第八八号)

農村地域工業導入促進法案(内閣提出第七七号)

○草野委員長 これより会議を開きます。

昭和四十四年度及び昭和四十五年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案、農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律案及び農村地域工業導入促進法案の各案を議題とし、順次趣旨説明を聴取いたします。倉石農林大臣。

昭和四十四年度及び昭和四十五年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十四年度及び昭和四十五年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十四年度及び昭和四十五年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十四年度及び昭和四十五年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十四年度及び昭和四十五年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十四年度及び昭和四十五年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十四年度及び昭和四十五年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十四年度及び昭和四十五年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十四年度及び昭和四十五年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十四年度及び昭和四十五年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十四年度及び昭和四十五年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十四年度及び昭和四十五年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十四年度及び昭和四十五年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十四年度及び昭和四十五年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十四年度及び昭和四十五年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十四年度及び昭和四十五年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十四年度及び昭和四十五年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十四年度及び昭和四十五年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十四年度及び昭和四十五年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十四年度及び昭和四十五年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十四年度及び昭和四十五年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十四年度及び昭和四十五年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十四年度及び昭和四十五年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十四年度及び昭和四十五年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十四年度及び昭和四十五年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十四年度及び昭和四十五年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十四年度及び昭和四十五年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十四年度及び昭和四十五年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十四年度及び昭和四十五年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十四年度及び昭和四十五年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

月一日以後同年九月三十日以前に新法第三十九条第一項第二号の障害給付の請求をした任意継続組合員についての当該資格喪失事由又は障害給付の請求に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金であつて、これらの年金の基礎となつた組合員期間のうち昭和四十年九月以前の期間を含むものについては、昭和四十六年十月分以後、その額を第二条の二第二項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「別表第二」とあるのは、「別表第

四」と読み替えるものとする。

4 第一条第二項の規定は、前三項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

第三条の二第二項中「第一条の二又は第二条の二」を「第一条の三又は第二条の四」に、「を同項各号」を「当該各号」に、「第三条ただし書」を「前条ただし書」に改める。

第四条中「第二条の二」を「第二条の四」に改める。

別表第二の次に次の二表を加える。

別表第三

期 間 の 区 分	率
昭和三十四年一月から同年九月まで	一・九九二
昭和三十四年十月から昭和三十五年九月まで	一・九二九
昭和三十五年十月から昭和三十六年九月まで	一・八〇三
昭和三十六年十月から昭和三十七年九月まで	一・五五一
昭和三十七年十月から昭和三十八年九月まで	一・三五五
昭和三十八年十月から昭和三十九年九月まで	一・一九二
昭和三十九年十月から昭和四十年九月まで	一・〇三七

別表第四

期 間 の 区 分	率
昭和三十四年一月から同年九月まで	二・一五九
昭和三十四年十月から昭和三十五年九月まで	二・〇九一
昭和三十五年十月から昭和三十六年九月まで	一・九五四
昭和三十六年十月から昭和三十七年九月まで	一・六八二
昭和三十七年十月から昭和三十八年九月まで	一・四六九
昭和三十八年十月から昭和三十九年九月まで	一・二九二
昭和三十九年十月から昭和四十年九月まで	一・一二四

(農林漁業団体職員共済組合法の一部改正)

第二条 農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中「基き」を「基づき」に改め、同項の表中「第三十四級」一五〇、〇〇〇円

第三十四級	一五〇、〇〇〇円	一四五、〇〇〇円以上
第三十五級	一六〇、〇〇〇円	一五五、〇〇〇円以上
第三十六級	一七〇、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円以上
第三十七級	一八五、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上

一五五、〇〇〇円未満
一六五、〇〇〇円未満
一七七、五〇〇円未満

に改める。

第二十四条第一項中、子、父母、孫及び祖

父母で組合員又は組合員であつた者の死亡當時を並びに組合員又は組合員であつた者の子、父母、孫及び祖父母でその者の死亡當時に改める。

第三十六条第二項ただし書中「十三万五千六百円」を「十五万円」に改める。

第三十七条の三第三項第一号中「九万六千円」を「十一万四、百円」に改める。

第四十六條第二項及び第三項第二号中「十万五千六百円」を「十一万五千二百円」に改める。

第五十六條第三項中「最後に組合員の資格を

喪失した日の前日の属する月の翌月」を「その資格を取得した日の属する月（その月が最後に組合員の資格を喪失した日の前日の属する月である場合には、その月の翌月）」に改める。

（農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律の一部改正）

第三条 農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第百十二号)の一

部を次のように改正する。

附則第四条第十号中「百八十万円」を「二百二十万円」に改める。

附則第六條第一項ただし書中「十三万五千六百円」を「十五万円」に改める。

附則第七條第五項中「昭和四十四年度及び昭和四十五年度における農林漁業団体職員共済組

（昭和四十四年法律第九十七号）第一条の二を
合法の規定による年金の額の改定に関する法律
「昭和四十四年度以後における農林漁業団体職
員共済組合からの年金の額の改定に関する法律
（昭和四十四年法律第九十七号）第一条の三」に
改める。

(通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正)

第四條 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第百八十二号)の一部を次のように改正する。

三 明治四十四年四月一日以前に生れた者
で、昭和三十六年四月一日前の通算対象期

附
則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十六年十月一日から施行

する。ただし、第二条中農林漁業団体職員共済組合法(以下「法」という。)第三十六条第二項ただし書、第三十七条の三第三項、第四十六条第二項及び第三項並びに別表第二の改正規定、第三条中農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(以下「三十九年改正法」という。)附則第六條第一項ただし書の改正規定、第四條の規定並びに附則第六條から第八項まで及び第十一項の規定は同年十一月一日から、第二条中法第五十六条第三項の改正規定及び次項の規定は公布の日から施行する。

(標準給与に関する経過措置)

2 農林漁業団体職員共済組合がこの法律の施行の日前にこの法律による改正前の法第二十条第三項の規定により標準給与を定める場合には、同条第一項の規定にかかわらず、この法律による改正後の法第二十条第一項の規定の例による。

3 この法律の施行の日前にこの法律による改正前の法第二十条第五項又は第七項の規定により標準給与が定められ又は改定された組合員で前項の規定の適用を受けないものは、この法律の施行の日に職員になつたものとみなし、この法律による改正後の法第二十条の規定を適用してその標準給与を改定する。

4 附則第二項の規定により定められ又は前項の規定により改定された標準給与の月額を標準とする掛金の算定は、昭和四十六年十月分以後の掛金について行なうものとし、同年九月分以前の掛金については、なお従前の例による。

(遺族の範囲に関する経過措置)

5 この法律による改正後の法第二十四条第一項の規定は、この法律の施行の日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

(退職年金等の最低保障額の引上げ等に関する経過措置)

6 この法律による改正後の法第三十六条第二項

ただし書、第三十七条の三第三項、第四十六条第二項及び第三項並びに別表第二並びにこの法律による改正後の三十九年改正法附則第六條第一項ただし書(同法附則第七條第一項及び第六條第二項(同法附則第二十條において準用する場合を含む。))の規定によりその例により算定することとされる場合並びに同法附則第二十條において準用する場合を含む。の規定は、昭和四十六年十一月一日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

7 昭和四十六年十一月一日前に三十九年改正法による改正後の法(以下「新法」という。)の資格喪失事由(組合員にあつては新法第十五條第二項各号に掲げる事由、任意継続組合員にあつては新法第十七條第六項各号に掲げる事由をいう。)に該当した組合員若しくは任意継続組合員又は同日前に新法第三十九條第一項第二号の障害給付の請求をした任意継続組合員についての当該資格喪失事由又は障害給付の請求に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金又は遺族年金については、前項の規定にかかわらず、同年十一月分以後、同項に規定する規定を適用する。

8 前項の規定の適用を受ける者が、退職一時金又は障害一時金の支給を受けた者(法第三十八條第一項ただし書に規定する額がない者を含む。、法第三十六条第三項ただし書(法第三十九條の二第三項において準用する場合を含む。))の規定により定める額を返還した者を除く。又はその遺族である場合における前項に規定する年金の額の調整その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(旧法の平均標準給与の仮定年額に関する経過措置)

9 この法律による改正後の三十九年改正法附則第四條の規定は、この法律の施行の日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

例による。

(再退職する更新組合員に係る従前の退職年金の算定に関する経過措置)

10 この法律による改正後の三十九年改正法附則第七條第五項の規定は、この法律の施行の日以後に給付事由が生じた給付に係る従前の退職年金の額の算定について適用し、この法律の施行の日前に給付事由が生じた給付に係る従前の退職年金の額の算定については、なお従前の例による。

(通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

11 昭和四十六年十一月一日前に組合員が退職し又は任意継続組合員が法第三十七條の三第二項の任意資格喪失事由に該当した場合において、法及びこの法律による改正後の通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律附則第四十二條第三項の規定を適用するものとなつたときは、これらの法律の規定により、同年十一月分から、その者に通算退職年金を支給する。

理由

農林漁業団体職員共済組合からの年金について、国家公務員共済組合等からの年金に準じて、既裁定の年金の額を改定するとともに、遺族年金の受給権者の範囲を拡大し、掛金及び給付の算定の基礎となる標準給与の月額の上限並びに年金の最低保障額を引き上げる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律案

農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律

(農業災害補償法の一部改正)

第一条 農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項本文中「市町村」を「又は二以上の市町村」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「市町村の区域」を「この区域」に改める。

第十三條の二第二項中「牛又は馬に係る」を削り、「その三分の一」を「牛又は馬に係るものにあつてはその五分の二、種豚に係るものにあつてはその三分の一」に改め、同条第二項中「乳牛の雌及び第百十一條第一項の肉用牛ことの養育の業務の規模」を「乳牛の雌に係る養育の業務の規模」に改め、「範囲内にあるもの」の下に「又は組合員等とその営む第百十一條第一項の肉用牛に係る養育の業務の規模が政令で定める最高規模以下のもの」を加へ、「政令の定めるところにより、当該養育の業務の規模に応じ、その五分の二又はは」を「その」に改め、同条第三項を次のように改める。

国庫は、主として自給飼料以外の飼料により乳牛の雌を飼養する組合員等であつて政令で定める基準に該当するものが当該乳牛の雌に係る第百十一條の五の包括共済関係に関し支払うべき共済掛金については、その三分の一に相当する金額(その金額が主務大臣の定める金額をこえる場合にあつては、その主務大臣の定める金額)を負担する。

第十三條の二第四項中「牛又は馬に係る」を削り、「死亡(とさつによる死亡を除く。以下同じ。及び廢用による損害に対応する部分の二分の一)」を「牛又は馬に係るものにあつてはその五分の二、種豚に係るものにあつてはその三分の一」に改める。

第十六條第一項中「但し」を「ただし」に、「及び夏秋蚕繭」を「初秋蚕繭及び晩秋蚕繭」に改め、同条第二項中「左の」を「次の」に、「但し」を「ただし」に、「若しくは夏秋蚕繭」を「初秋蚕繭」に改める。

蘭若しくは晩秋蚕繭に、「前項但書を」前項ただし書に改め、同条第三項中「若しくは夏秋蚕繭を」、初秋蚕繭若しくは晩秋蚕繭に、「第一項但書を」第一項ただし書に改める。

第十七条に次の一項を加える。

農業共済組合連合会は、前項の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、定款の定めるところにより、その組合員に対して、当該組合員の組合員等の数に基づき、二個以上の議決権及び役員を選挙権を与えることができる。

第二十三条第七項中「第十七条」を「第十七条第一項」に、「乃至第四項」を「から第四項まで」に改める。

第三十条第三項中「候補者の推薦」の下に「又は立候補」を加える。

第三十一条第四項中「行」を「行なり」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、役員候補者が選挙すべき役員の定数以内であるときは、定款の定めるところにより、投票を省略することができる。

第三十一条第五項中「一人」の下に「(第十七条第二項の規定によりその組合員に対して二個以上の選挙権を与える農業共済組合連合会にあつては、選挙権一個)」を加え、同項の次に次の一項を加える。

定款で定める投票方法による選挙の結果投票の多数を得た者(第四項ただし書の規定により投票を省略した場合は、当該候補者)を当選人とする。

第四十二条の次に次の二条を加える。

第四十二条の二 農業共済団体は、参事を選任し、その主たる事務所又は従たる事務所において、その業務を行なわせることができる。

参事の選任及び解任は、理事の過半数によつて決する。

参事については、商法第三十八条第一項及び第三項並びに第三十九条から第四十二条ま

で並びに商業登記法(昭和三十八年法律第二十号)第五十一条から第五十三条までの規定を準用する。

第四十二条の三 組合員は、総組合員の十分の一以上の同意を得て、理事に対し、参事の解任を請求することができる。

前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を理事に提出してしなければならない。

前項の規定による書面の提出があつたときは、理事は、当該参事の解任の可否を決しなければならない。

理事は、前項の可否を決する日の七日前までに当該参事に対して第二項の書面を送付し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

第四十三条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第二号中「事務費」を「第八十七条第一項(第百三十二条において準用する場合を含む。)若しくは第三項又は第八十七条の二第一項の規定による賦課金」に改め、同条第二項を削る。

第四十四条の次に次の一条を加える。

第四十四条の二 次の事項は、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

一 定款の変更

二 農業共済団体の解散

三 農業共済組合の合併

第四十五条の二 第一項本文中「代るべき」を「代わるべき」に改め、同項ただし書及び各号を削り、同条第四項前段中「第四十三条第二項及び第四十四条並びに民法第六十四条及び第六十六条の規定を」総会に関する規定に、「乃至第八項」を「から第九項まで」に改め、同項後段を削り、同条に次の一項を加える。

総代会においては、前項の規定にかかわらず、総代の選挙及び解散の議決をすることができない。

第四十六条第二項を削る。

第四十八条第二項を削る。

第五十一条第三項中「第四十三条第二項」を「第四十四条の二」に改める。

「第四十四条の二」に改める。

第八十四条第一項中「因つて」を「よつて」に改め、同項第一号中「因る」を「よる」に改め、同項第二号中「及び夏秋蚕繭を」、初秋蚕繭及び晩秋蚕繭に、「噴火に因る災害及び病虫害を」噴火による災害、火災、病虫害及び獣害に、「に因る災害及び病虫害に因る」を「による災害及び病虫害による」に改め、同項第三号中「死亡」の下に「(と殺による死亡を除く。以上同じ。)」を加える。

第八十五条第十項及び第八十五条の二第三項中「第四十三条第二項」を「第四十四条の二」に改める。

第八十五条の二第二項中「第八十七条の二」を「第八十七条の三」に改める。

第八十七条の二第二項中「前条第一項若しくは第三項」を「第八十七条第一項若しくは第三項若しくは前条第一項」に改め、同条を第八十七条の三とし、第八十七条の次に次の一条を加える。

第八十七条の二 第二項第一項の無事故調整金を交付する組合等は、定款等の定めるところにより、その交付に充てる費用を組合員等に賦課することができる。

前項の規定による賦課金の賦課については、前条第二項の規定を準用する。

第八十八条中「共済掛金若しくは」を「共済掛金」に改め、「第三項」の下に「若しくは第八十七条の二第一項」を加え、「払戻を受ける権利」を「払戻しを受ける権利、第百二条第一項の無事故調整金の交付を受ける権利」に、「行なわれない」を「行なわれない」に、「困つて」を「よつて」に改める。

第九十条中「又は第三項」を「若しくは第三項又は第八十七条の二第一項」に、「以て」を「もつて」に改める。

て」に改める。

第百条中「行」を「行なり」に改め、「次条」の下に「及び第百二条第二項」を加え、「終」を「終り」に、「命令」を「省令」に改める。

第百二条中「責を」責めに、「命令」を「省令」に、「共済掛金の一部に相当する金額を払い戻すことができる」を「その支払つた共済掛金に相当する金額の範囲内において一定の金額を無事故調整金として交付することができる」に改め、同条に次の一項を加える。

無事故調整金を交付する組合等は、その交付に充てるため、省令の定めるところにより、毎事業年度の剰余金の中から準備金を積み立てなければならない。

第百六条第一項を次のように改める。

農作物共済の共済金額は、政令で指定する共済目的の種類に係るものにあつては次の各号のいずれかに掲げる金額であつて組合等が定款等で定めるものとし、その他の共済目的の種類に係るものにあつては第一号に掲げる金額とする。

一 共済目的の種類ごと及び共済目的の種類たる農作物の耕作を行なう耕地ごとに、単位当たり共済金額に、当該耕地の当該共済目的の種類に係る第九条第五項の規定により定められる基準収獲量の百分の七十に相当する数を乗じて得た金額

二 共済目的の種類ごと及び組合員等ごとに、単位当たり共済金額に、当該組合員等が当該共済目的の種類たる農作物の耕作を行なう耕地ごとの当該共済目的の種類に係る第九条第五項の規定により定められる基準収獲量の合計の百分の八十に相当する数を乗じて得た金額

第百六条第二項中「前項」を「前項第一号及び第二号」に、「単位当たり」を「単位当たり」に改め、同条第四項中「単位当たり」を「単位当たり」に、「二分の一」を「百分の六十」に改める。

第百八条第五項中「五年」を「三年」に改める。
第百九条第一項中「農作物共済」を「次項に規定する農作物共済以外の農作物共済」に改め、「いづれ」とする。の下に「次項において同じ。」を加え、「第百六条第一項の単位当り」を「第百六条第一項第一号の単位当り」に改め、同条第四項中「第一項」を「第一項及び第二項に、及び前項の単位当り」を「並びに前項の単位当り」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

組合等は、第百六条第一項第二号に掲げる金額を共済金額とすることを定款等で定めた共済目的の種類に係る農作物共済については、共済目的の種類ごと及び組合員等ごとに、当該組合員等が当該共済目的の種類たる農作物の耕作を行なう耕地ごとの共済事故による共済目的の減収量の合計が当該耕地ごとの当該共済目的の種類に係る基準収量量の合計の百分の二十をこえた場合に、第百六条第一項第二号の単位当り共済金額に、そのこえた部分の数量に相当する数を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該組合員等に支払うものとする。

第百十条中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「直播」を「直播」に、「夫々」を「それぞれ」に改め、同条第二号中「夏秋蚕繭」を「初秋蚕繭」については桑の発芽期から初秋蚕期の収繭をするに至るまでの期間、晩秋蚕繭に改める。

第百十一条の二第二項中「第四十三条第二項」を「第四十四条の二」に改める。

第百十一条の八第一項中「第十三条の二第三項第一号の者」を「主として自給飼料以外の飼料により乳牛の雌を飼養する組合員等であつて第十三条の二第三項の政令で定める基準に該当するもの」に改める。

第百十五条第一項中「乃至第四項」を「から第四項まで」に、「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「次号において」を「以下この号及び次号

において」に改め、「傷害による損害」の下に「疾病及び傷害の診療に要する費用の一部で適正な診療の確保に資するため共済金の支払の対象としないことを相当とするものとして省令で定めるものを除く。次号において同じ。」を加え、同項第三号中「損害に該当する共済掛金標準率丙」を「損害異常事故に該当する疾病の診療に要する費用の一部で適正な診療の確保に資するため共済金の支払の対象としないことを相当とするものとして省令で定めるものを除く。」に対応する共済掛金標準率丙に改める。

第百十六条第一項中「左の」を「次の」に、「但し」を「ただし」に、「命令」を「省令」に改め、同項第二号中「因つて」を「よつて」に改め、「損害」の下に「(当該共済事故に係る診療に要する費用のうち、前条第一項第一号又は第三号の省令で定めるものに該当するものを除く。)」を加える。第百二十三条第二項中「命令の定める所」を「省令の定めるところ」に、「前項第三号」を「前項第二号及び第三号」に、「代るべき」を「代わるべき」に改める。

第百二十五条第四項中「第一項第三号の金額」を「第一項第二号の金額及び同項第三号の金額」に改める。

第百三十二条中「第八十七条の二第一項」を「第八十七条の三第一項」に、「乃至第九十一条」を「から第九十一条まで」に、「乃至第九十八条の二」を「から第九十八条の二まで」に、「乃至第百二条」を「から第百二条まで」に改める。

第百四十二条中「第八十七条の二第六項」を「第八十七条の三第六項」に、「乃至第九十条」を「から第九十条まで」に改める。

第百四十七条中「左の」を「次の」に改め、同条第七号中「の規定」を「又は第四十二條の三第四項の規定」に改め、同条第十二号中「又は第百一条」を「第百一条(第百三十二条において準用する場合を含む。)」又は第百二条第二項」に改める。

第百五十条の二を第百五十条の三とし、第百五十条の次に次の一条を加える。

第百五十条の二 次の耕地に該当する耕地(以下新規開田地等という)において行なう水稻の耕作は、第十五条第一項第一号及び第十六条第一項ただし書の規定の適用については、米穀の需給事情にかんがみ、当分の間、その耕作を行なう者の水稻の耕作の業務に含まれないものとする。ただし、都道府県知事が、その耕地の造成の経緯その他の事情に照らしその者が当該耕地を水稻の耕作の目的に供することにつき省令で定めるやむをえない事由において行なう水稻の耕作については、この限りでない。

一 農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第号)の施行の日以後にその造成が完了した耕地

二 農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律の施行の際現に耕地である土地であつて、その施行の日の前省令で定める一定年間に於いて水稻の耕作が行なわれたことのないもの

第百四十二条又は第百四十二条の二第三項の場合において、これらの規定により組合等との間に農作物共済の共済関係が成立することとなる者の業務とする耕作に係る水稻のうち新規開田地等(前項ただし書の規定により都道府県知事が指定したものを除く。以下この項において同じ。)において耕作されるものがあり、又はその者の業務とする耕作に係る水稻のすべてが新規開田地等において耕作されるものであるときは、当該水稻については、米穀の需給事情にかんがみ、当分の間、その者と当該組合等との間に農作物共済の共済関係は、存しないものとする。

別表第一号の表中
〇・〇四をこえ、〇・〇七以下の部分
〇・〇七をこえ、〇・一以下の部分
〇・一をこえ、〇・二以下の部分
〇・二をこえ、〇・三以下の部分
〇・三をこえる部分

〇・〇四をこえる部分
百分の七十
〇・一五をこえ、〇・二以下の部分
〇・二をこえ、〇・三以下の部分
〇・三をこえる部分
百分の八十
百分の九十
百分の百

〇・一五をこえる部分
百分の八十
〇・二をこえ、〇・二以下の部分
〇・二をこえ、〇・三以下の部分
〇・三をこえる部分
百分の九十
百分の百

〇・二をこえる部分
百分の八十
〇・二をこえ、〇・二以下の部分
〇・二をこえ、〇・三以下の部分
〇・三をこえる部分
百分の九十
百分の百

〇・二をこえる部分
百分の八十
〇・二をこえ、〇・二以下の部分
〇・二をこえ、〇・三以下の部分
〇・三をこえる部分
百分の九十
百分の百

(農業共済基金法の一部改正)
第二条 農業共済基金法(昭和二十七年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「農業共済組合連合会の保険収支」を「保険事業及び共済事業の収支」に、「その保険金」を「保険金及び共済金」に改める。

第三十三条中「左の」を「次の」に、「行」を「行なう」に改め、同条第一号中「保険金」の下に又は共済金を、「会員」の下に又は会員の会員たる農業共済組合若しくは共済事業を行なう市町村(農業災害補償法第八十五条の六第一号の共済事業を行なう市町村をいう。以下同じ)(以下「会員等」と総称する)を加え、「貸付」を「貸付け」に改め、同条第二号中「保険金」の下に又は共済金を加え、「会員」を「会員等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 基金は、前項の規定により行なう業務に必要な資金に充てるため、会員等から金銭の寄託を引き受けることができる。

第三十四条第二項中「貸付」を「貸付け」に改め、「元利金の回収の方法」の下に「金銭の寄託の引受けの条件」を加える。

第三十五条中第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「行」を「行なう」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 基金は、連合会に対し、省令の定めるところにより、当該連合会の会員たる農業共済組合(以下「組合」という)又は共済事業を行なう市町村に係る資金の貸付け又は債務の保証の業務の一部を委託することができる。

5 連合会は、農業災害補償法第二百二十一条の規定による保険事業及び同法第二百三十二条の二第一項の規定による共済事業のほか、第二項の規定により委託された業務を行なうことができる。

第三十六条第一項中「会員」を「会員等」に、

「貸付」を「貸付け」に改め、「保険金」の下に「又は共済金」を加え、同条第二項中「会員」を「会員等」に、「当該会員」を「当該会員等」に改める。

第三十八条の見出しを「損失てん補準備金」に改め、同条第一項中「損失てん補準備金」を「損失てん補準備金」に改め、同条第二項中「てん補」を「てん補」に改める。

第四十一条第一項中「第三十五条第一項の下に若しくは第二項を加え、但しをただし」に改める。

第四十五条の見出し及び同条第一項中「きよ出金」を「きよ出金」に改め、同条第二項中「きよ出金」を「きよ出金」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第三項中「農業災害補償法第八十七条の二第一項を、農業災害補償法第八十七条の三第一項に、きよ出金をきよ出金に改め、同条第四項中「きよ出金」を「きよ出金」に改める。

第四十六条の見出し中「きよ出金」を「きよ出金」に改め、同条第一項中「きよ出金」を「きよ出金」に、「きよ出金」を「きよ出金」に改め、同条第二項中「きよ出金」を「きよ出金」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第三項中「農業災害補償法第八十七条の二第一項を、農業災害補償法第八十七条の三第一項に改める。

第四十七条を次のように改める。

第四十八条の見出しを「きよ出金払いもどし準備金」に改め、同条第一項中「前条第三項の規定により納付された特別きよ出金をきよ出金払いもどし準備金として、毎事業年度、省令の定めるところにより、きよ出金払いもどし準備金を改め、同条第二項中「きよ出金払いもどし準備金」を「きよ出金払いもどし準備金」に改める。

第四十九条の見出し中「きよ出金」を「きよ出金」に改め、同条第一項中「終」を「終り」に、「きよ出金又は特別きよ出金」を「きよ出金」に改め、同条第二項中「又は特別きよ出金」を削り、同条

第三項中「第四十七条第二項の市町村」を「共済事業を行なう市町村」に改め、「又は当該組合若しくは当該市町村に納付した特別きよ出金」を削り、同条第四項中「第四十七条第二項の市町村」を「共済事業を行なう市町村」に改め、同条第五項中「当該組合」の下に「又は市町村」を加え、同条第六項中「きよ出金払いもどし準備金」を「きよ出金払いもどし準備金」に改める。

第五十条の二中「左」を「次に」に改め、同条第二号中「第三十五条第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

第五十三条中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中又は第四十七条第四項を削り、同条中第二号を削り、第三号を第二号とする。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十七年四月一日から施行する。ただし、第一条中農業災害補償法第十六条、第八十四条第一項第二号、第六十六条、第八八条から第九十条まで、第二百三十三条第二項及び第二百二十五条第四項の改正に係る部分並びに附則第二項、第三項及び第五項の規定は、同年二月一日から施行する。

(農作物共済に係る新農災法の適用に関する経過措置)

2 改正後の農業災害補償法(以下「新農災法」という)第六十六条第一項及び第二項、第九十九条第一項、第二項及び第五項並びに別表の規定は、水稻及び陸稲については昭和四十七年産のものから、麦については昭和四十八年産のものから適用するものとし、昭和四十六年以前の年産の水稻及び陸稲並びに昭和四十七年以前の年産の麦については、なお改正前の農業災害補償法(以下「旧農災法」という)第六十六条第一項及び第二項、第九十九条第一項及び第四項並びに別表の規定の例による。

(蚕繭共済に係る新農災法の適用に関する経過措置)

3 新農災法第八十四条第一項第二号(新農災法第八十五条の七において準用する場合を含む)、第六十六条第四項、第九十条及び第二百三十三条第二項(新農災法第二百二十五条第四項において準用する場合を含む)の規定は、昭和四十七年産の蚕繭から適用するものとし、昭和四十六年以前の年産の蚕繭については、なお旧農災法第八十四条第一項第二号(旧農災法第八十五条の七において準用する場合を含む)、第六十六条第四項、第九十条及び第二百三十三条の規定の例による。

4 (家畜共済に関する経過措置)
この法律の施行前に開始し、この法律の施行後になおその期間が残存している共済掛金期間に係る家畜共済に関する共済掛金の国庫負担、共済掛金及び共済金については、なお従前の例による。

5 附則第一項ただし書に規定する規定の施行の際現に旧農災法第八十五条第二項前段(旧農災法第八十五条の七において準用する場合を含む)若しくは第七項(旧農災法第八十五条の七並びに第八十五条の八第二項第二号及び第三項において準用する場合を含む)又は第八十五条の八第二項第一号の規定によりその蚕繭共済において夏秋蚕繭をその共済目的の種類としていない組合等(新農災法第十二条第二項の組合等をいう。以下同じ)は、新農災法第八十五条第二項前段(新農災法第八十五条の七において準用する場合を含む)若しくは第七項(新農災法第八十五条の七並びに第八十五条の八第二項第二号及び第三項において準用する場合を含む)又は第八十五条の八第二項第一号の規定によりその蚕繭共済において初秋蚕繭及び晩秋蚕繭をその共済目的の種類としていない組合等とみなす。

6 (きよ)出金払いもどし準備金に関する経過措置)
改正前の農業共済基金法(以下「旧基金法」という。第四十八條第一項の規定により積み立てられたきよ出金払いもどし準備金は、改正後の農業共済基金法(以下「新基金法」という。第四十八條第一項の規定により積み立てられたきよ出金払いもどし準備金とみなす。
(特別きよ)出金に関する経過措置)

7 旧基金法第四十七條第一項又は第二項の規定により納付された特別きよ出金は、新基金法第四十九條の規定の適用については、同法第四十六條第一項の規定により納付されたきよ出金とみなす。
(罰則に関する経過措置)

8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(農家単位引受け方式の採用に伴う暫定措置)

9 国庫は、当分の間、新農災法第六條第一項の政令で指定する共済目的の種類に係る農作物共済の共済金額を同項第二号に掲げる金額とすることを定款等で定めた組合等に対し、当該農作物共済の円滑な実施に資するため、毎会計年度予算の範囲内において、政令で定めるところにより、補助金を交付することができる。
(蚕繭共済掛金標準率の改訂の特例)

10 前項の補助金に相当する金額は、毎会計年度予算で定めるところにより、一般会計から農業共済再保険特別会計に繰り入れる。
(蚕繭共済掛金標準率の改訂の特例)

11 新農災法第八條第四項の蚕繭共済掛金標準率の昭和四十七年における設定後最初に行なう一般の改訂は、同条第五項の規定にかかわらず、昭和四十九年において行なうものとする。
(農業災害補償法の一部を改正する法律の一部改正)

12 農業災害補償法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。
附則中第九項及び第十項を削り、第十一項を

第九項とし、第十二項を第十項とし、第十三項を第十一項とする。
(農業共済再保険特別会計法の一部改正)

13 農業共済再保険特別会計法(昭和十九年法律第十一号)の一部を次のように改正する。
第二十條中「補助金」の下に「並ニ農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第 号)附則第九項ノ補助金」を加える。
第二十一條中「農業災害補償法第五十條の第二項」を「農業災害補償法第五十條の第三項」に改める。
第二十二條を次のように改める。
第二十二條 削除

理由
最近における農業事情の変化等にかんがみ、需要に即応した農業生産の推進に資するため、農作物共済の共済掛金に係る国庫負担の方式の合理化、家畜共済の共済掛金に係る国庫負担及び蚕繭共済のてん補内容の充実等の措置を講じ、補償の合理化を図るため、農作物共済について農家単位引受け方式を採用することができるとをひらき、並びに共済事業の円滑な実施に資するため、農業共済組合の区域、総代会制度その他につき所要の改善を行ない、及び農業共済基金の業務範囲を拡充する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農村地域工業導入促進法案
農村地域工業導入促進法
(目的)
第一条 この法律は、農村地域への工業の導入を積極的かつ計画的に促進するとともに農業従事者がその希望及び能力に従つてその導入される工業に就業することを促進するための措置を講じ、並びにこれらの措置と相まつて農業構造の改善を促進するための措置を講ずることによ

り、農業と工業との均衡ある発展を図るとともに、雇用構造の高度化に資することを目的とする。
(定義)
第二条 この法律において「農村地域」とは、次に掲げる市町村の区域(新産業都市建設促進法昭和三十七年法律第十七号)第三條第四項の規定により指定された新産業都市の区域及び工業整備特別地域整備促進法(昭和三十九年法律第百四十六号)第二條第一項に規定する工業整備特別地域並びにこれらの区域に類する工業開発区域で政令で定めるもの、大都市及びその周辺の地域で政令で定めるもの並びにその人口が政令で定める規模以上である市の区域のうち、政令で定める要件に該当するものを除く。)をいう。

一 農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第六條第一項の規定により指定された農業振興地域又は同法第四條第一項の農業振興地域整備基本方針において農業振興地域として指定することを相当とする地域として定められた地域の区域の全部又は一部がその区域内にある市町村
二 前号に掲げる市町村以外の市町村であつて、山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第七條第一項の規定により指定された振興山村の区域の全部又は一部がその区域内にあるもの
三 前二号に掲げる市町村以外の市町村であつて、過疎地域対策緊急措置法(昭和四十五年法律第三十一号)第二條第一項に規定する過疎地域をその区域とするもの
(農村地域工業導入基本方針)
第三条 主務大臣は、農村地域への工業の導入に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 農村地域への工業の導入の目標
二 農村地域に導入される工業への農業従事者(その家族を含む。以下同じ。)の就業の目標
三 農村地域への工業の導入と相まつて促進すべき農業構造の改善に関する目標
四 前三号の目標を達成するために必要な事業の実施に関する事項
五 その他農村地域への工業の導入に関する重要事項

3 主務大臣は、経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。
4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。
5 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
(農村地域工業導入基本計画)
第四条 都道府県知事は、当該都道府県における農村地域への工業の導入に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を定めることができる。

2 基本計画においては、都道府県の区域又は自然的経済的社会的諸条件を考慮して都道府県の区域を分けて定める区域ごとに、次に掲げる事項の大綱を定めるものとする。
一 導入すべき工業の業種その他農村地域への工業の導入の目標
二 農村地域に導入される工業への農業従事者の就業の目標
三 農村地域への工業の導入と相まつて促進すべき農業構造の改善に関する目標
四 農村地域への工業の導入に伴う工場用地(工場等の附帯施設の用に供する土地を含む。以下同じ。)と農用地等(農業振興地域の整備に関する法律第三條に規定する農用地等を含む。以下同じ。)との利用の調整に関する方針
五 工場用地その他の施設の整備に関する事項

五 工場用地その他の施設の整備に関する事項

五 工場用地その他の施設の整備に関する事項

五 工場用地その他の施設の整備に関する事項

五 工場用地その他の施設の整備に関する事項

- 六 労働力の需給の調整及び農業従事者の工業への就業の円滑化に関する事項
- 七 農村地域への工業の導入と相まつて農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項
- 八 農村地域への工業の導入に伴う公害の防止に関する事項
- 九 その他必要な事項
- 3 基本計画は、基本方針に即するとともに、国土総合開発計画、首都圏整備計画、近畿圏整備計画、中部圏開発整備計画、北海道総合開発計画、新産業都市建設基本計画、工業整備特別地域整備基本計画、山村振興計画、農業振興地域整備計画、過疎地域振興計画その他法律の規定による地域振興に関する計画及び道路、鉄道等の施設に関する計画並びに都市計画との調和が保たれたものでなければならぬ。
- 4 都道府県知事は、基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、主務大臣に協議しなければならない。この場合において、主務大臣は、当該協議に応じようとするときは、関係行政機関の長に協議するものとする。
- 5 都道府県知事は、基本計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- (農村地域工業導入実施計画)
- 第五條 都道府県又は市町村は、次に掲げる要件に該当する場合には、農村地域内の一定の地区を定め、当該地区への工業の導入に関する実施計画(以下「実施計画」という。)を定めることができる。ただし、すでに他の実施計画が定められている地区については、この限りでない。
 - 一 その地区に工業を導入することによりその周辺の農村地域における農業従事者が当該工業に相当数就業することが見込まれること。
 - 二 その地区への工業の導入と相まつてその周辺の農村地域における農業構造の改善を図ることが必要であると認められること。
- 三 都道府県が定める実施計画にあつては、当該実施計画に係る地区が、地形、地質その他の自然条件及び用水事情、輸送条件その他の立地条件からみて、その地区への工業の導入を促進することにより、当該地区を拠点としてその周辺の農村地域への工業の導入が促進されたと認められるものであつて、政令で定める基準に適合するものであること。
- 四 市町村が定める実施計画にあつては、当該実施計画に係る地区に立地することが適当な工業を導入することにより、その周辺の農村地域における農用地等の保有及び利用の状況、農業就業人口その他の農業経営に関する基本的条件の現況等からみて、当該農村地域における農地保有の合理化が図られると見込まれること。
- 2 実施計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 工業を導入すべき地区(以下「工業導入地区」という。)の区域
 - 二 導入すべき工業の業種及びその規模
 - 三 導入される工業への農業従事者の就業の目標
 - 四 工業の導入と相まつて促進すべき農業構造の改善に関する目標
 - 五 工業の導入に伴う農用地と農用地等との利用の調整に関する事項
 - 六 工場用地その他の施設の整備に関する事項
 - 七 労働力の需給の調整及び農業従事者の工業への就業の円滑化に関する事項
 - 八 工業の導入と相まつて農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項
 - 九 工業の導入に伴う公害の防止に関する事項
 - 十 その他必要な事項
- 3 実施計画は、基本計画の内容に即するとともに、前条第三項に規定する計画との調和が保たれたものでなければならぬ。
- 4 市町村が定める実施計画は、当該市町村の議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想に即するものでなければならぬ。
- 5 都道府県が実施計画を定める場合における工業導入地区の選定については、工場立地の調査等に関する法律(昭和三十四年法律第二十四号)第二条の規定による工場適地の調査の結果を参酌しなければならない。
- 6 都道府県は、実施計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、関係市町村の意見をきかなければならぬ。
- 7 市町村は、実施計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、都道府県知事に協議しなければならない。
- 8 都道府県又は市町村は、実施計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、その概要を公表するとともに、都道府県にあつては主務大臣及び関係市町村に、市町村にあつては都道府県知事を經由して主務大臣に、実施計画書(実施計画を変更した場合にあつては、当該変更後の実施計画書。以下同じ。)の写しを送付しなければならない。
- 9 主務大臣は、前項の規定により実施計画書の写しの送付があつた場合においては、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。この場合において、関係行政機関の長は、主務大臣に対し、当該実施計画に関し意見を述べることができる。
- 10 過疎地域対策緊急措置法第二条第一項に規定する過疎地域の区域内の一定の地区を定めて、これにつき実施計画を定め、又はこれを変更した場合において、当該実施計画(実施計画を変更した場合にあつては、当該変更後の実施計画。以下この項において同じ。)が同法第五条第一項の振興方針に適合するものであるときは、都道府県又は市町村は、当該実施計画を、それ
- それ、同法第六条第五項の都道府県計画又は同条第一項の市町村計画の内容の一部とすることができ。ただし、市町村計画の内容の一部とする場合にあつては、当該市町村の議会の議決を経なければならない。
- 11 都道府県又は市町村が前項の規定により過疎地域対策緊急措置法第六条第五項の都道府県計画又は同条第一項の市町村計画を変更した場合における同条の規定の適用については、同条第七項において準用する同条第四項中「これを提出し」とあるのは、「その旨を報告し」と、同条第七項において準用する同条第五項中「これを自治大臣に提出する」とあるのは、「その旨を自治大臣に報告する」と、同条第七項において準用する同条第六項中「その提出があつた場合においては、ただちに、その内容」とあるのは、「その旨を報告し」とある場合においては、ただちに、その旨とする。
- (基本計画及び実施計画の作成のための援助)
- 第六條 国は都道府県及び市町村に対し、都道府県又は市町村に対し、それぞれ、基本計画又は実施計画の作成のために必要な助言、指導その他の援助を行なうように努めなければならない。
- (農用地等の譲渡に係る所得税の軽減)
- 第七條 個人がその有する工業導入地区内の農用地等(農用地等の上に存する権利を含む。)を、実施計画で定める工場用地の用に供するため譲渡した場合においては、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の定めるところにより、その譲渡に係る所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第三十三条第一項に規定する譲渡所得についての所得税を軽減する。
- (事業用資産の買換えの場合の課税の特例)
- 第八條 農村地域以外の地域にある事業用資産を譲渡して工業導入地区内において製造の事業の用に供する事業用資産を取得した場合においては、租税特別措置法の定めるところにより、特定の事業用資産の買換えの場合の課税の特例の適用が

あるものとする。

(減価償却の特例)

第九条 工業導入地区内において製造の事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者がある場合には、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置並びに工場用の建物及びその附属設備については、租税特別措置法の定めるところにより、特別償却を行なうことができる。

(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)
第十条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第六条の規定により、地方公共団体が、工業導入地区のうち政令で定める地区内において製造の事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者について、その事業に対する事業税、その事業に係る工場用の建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくはその事業に係る機械及び装置若しくはその事業に係る工場用の建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税を課さなかつた場合又はこれらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が政令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、自治省令で定める方法によつて算定した当該地方公共団体の当該各年度分の減収額(事業税又は固定資産税に關するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がされた最初の年度以降三箇年度におけるものに限る。)について同条の規定により当該地方公共団体の当該各年度における基準財政収入額に算入される額に相当する額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度(これらの措置が自治省令で定める日以後において行なわれたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度)における基準財政収入額となるべき額から控除した額

とする。

(資金の確保等)

第十一条 国及び地方公共団体は、工業導入地区内において製造の事業の用に供する施設で実施計画に適合するものの整備につき、必要な資金の確保その他の援助に努めなければならない。

(地方債についての配慮)
第十二条 地方公共団体が実施計画を達成するために必要な工場用地の造成その他の事業に要する経費に充てるために起す地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、適切な配慮をするものとする。

(農林中央金庫からの資金の貸付け)
第十三条 農林中央金庫は、農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)第十五条第一項の規定にかかわらず、業務上の余裕金をもつて、工業導入地区内において製造の事業の用に供する施設で実施計画に適合するものを新設し若しくは増設する者又は工業導入地区内において実施計画で定める工場用地を取得し若しくは造成する営利を目的とし法人に対し、農林大臣及び大蔵大臣の認可を受けて、償還期限が十年以内の貸付けを行なうことができる。

(施設の整備)
第十四条 国及び地方公共団体は、実施計画で定める農村地域への工業の導入を促進するため、工場用地、道路、工業用水道及び通信運輸施設の整備の促進に努めなければならない。

(職業紹介の充実等)
第十五条 国は、実施計画で定めるところに従い導入される工業に農業従事者が円滑に就業することを促進するため、関係団体の協力を得て、雇用情報の提供、職業指導及び職業紹介の充実等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、実施計画で定めるところに従い導入される工業に農業従事者が円滑

に就業することを促進するため、職業訓練(作業環境に適應させる訓練を含む。)の実施、職業転換給付金(雇用対策法(昭和四十一年法律第百三十二号)第十三条の職業転換給付金をいう。)の支給等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(農業構造改善の促進)
第十六条 国及び地方公共団体は、実施計画で定める農業構造の改善を促進するため、農業生産の基盤の整備及び開発、農業経営の近代化のための施設の整備等の事業の推進に努めなければならない。

(農地法等による処分についての配慮)
第十七条 国の行政機関の長又は都道府県知事は、土地を実施計画で定める用途に供するため農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該実施計画で定める農村地域への工業の導入が促進されるよう配慮するものとする。

(主務大臣)
第十八条 この法律において主務大臣は、農林大臣、通商産業大臣及び労働大臣とする。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

理由
最近における農業、工業及び雇用をめぐる諸情勢の推移にかんがみ、農村地域への工業の導入を積極的かつ計画的に促進するとともに農業従事者がその希望及び能力に従つてその導入される工業に就業することを促進し、並びにこれらの促進措置と相まって農業構造の改善を促進するため、農村地域工業導入基本計画、農村地域工業導入実施計画の樹立等の措置を定めるとともに、これらの計画に従い導入された企業、離農者等に対する税制及び金融上の所要の措置を定める等の必要がある。

○倉石国務大臣 昭和四十四年度及び昭和四十五年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に關する法律等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

農林漁業団体職員共済組合による給付の内容につきましては、既裁定年金の増額改定等逐年改善措置を講じているところであり、昭和四十六年度におきまして、国家公務員共済組合等他の共済組合制度に準じて、その給付の内容をさらに改善することとした次第であります。

次に、この法律案の主要な内容を御説明申し上げます。

第一は、昭和四十年九月以前の組合員期間を含む既裁定年金の年金額を、国家公務員共済組合の引き上げ及び物価の上昇を勘案して、引き上げることとしております。

第二は、掛け金及び給付額の算定の基礎となる標準給与の月額の上限を、国家公務員共済組合の例に準じて引き上げることとしております。

第三は、退職年金、障害年金及び遺族年金の最低保障額につきまして、国家公務員共済組合における年金の額の最低保障額の引き上げに準じて引き上げるとともに、通算退職年金の額のうちの定額部分につきまして、引き上げを行なうこととしております。

このほか、遺族給付を受けることができる遺族の範囲の緩和及び明治四十四年四月一日以前に生まれた者の通算退職年金の受給要件の緩和を行なうこととしております。

以上がこの法律案の提案の理由と主要な内容であります。

何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御賛同いただきますようお願い申し上げます。

次に、農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を御

説明申し上げます。

現行農業災害補償制度につきましては、制度創設以来すでに二十有余年を経過しておりますが、その間に、この制度が災害対策として農業経営の安定のため多大の寄与をしまいたことは御承知のとおりであります。

しかしながら、最近におきましては、農業生産が、国民経済の高度成長に伴う食料需要の変化に必ずしも十分即応できない面が出てきており、これに対処して、総合農政の観点から各般の施策を展開しているところでありますが、農業災害補償制度につきましても、これらの施策に寄与するよう改善をはかることが緊要となっております。

また、近年、農業生産基盤の整備、農業技術の進歩等によりまして農業経営は著しく変化するとともに、災害による被害の発生態様もこれに対応して変化してきている等農業災害補償制度の基盤となつてい農業及び農村社会の実情は大きく変貌してまいっておりまして、これらに対処した制度の改善が各方面から強く要請されているのであります。

政府におきましては、これらの事情にかんがみまして、農業及び農業共済に関する学識経験者の意見をも徴して慎重に検討してまいりましたが、その結果、需要に即応した農業生産の推進に資すること、補償内容の合理化をはかること、共済事業の運営基盤の整備強化をはかることを旨として、農業災害補償制度の改正を行なうこととし、この法律案を提出した次第であります。

次に、法律案の主な内容について御説明申し上げます。

まず第一は、需要に即応した農業生産の推進に資するための措置であります。

その一は、農作物共済の合理化でございます。現在、農作物共済の共済掛け金に対する国庫負担は、高被害地域ほど高率となっておりますが、必ずしも生産適地とはいえない高被害地域に對し他の地域と比較して著しく高率の国庫負担をすることは適当ではないと考えられますので、

その是正をすることといたしております。また、最近における米の需給事情にかんがみまして、新規開田地等において耕作される水稲につきましては、原則として、当分の間、引き受け除外措置を講ずることといたしております。

その二は、蚕繭共済の充実でございます。最近における養蚕経営の変化、養蚕技術の進歩、被害の発生態様の変化等に対応して、掛け金負担の適正化、共済金の早期支払い、補償の充実等をはかるため、共済目的の種類の合理化、共済事故の拡大、補償限度の引き上げ、料率改訂期間の短縮等の措置を講ずることといたしております。

その三は、家畜共済の改善でございます。畜産振興の重要性、最近における多頭飼養の進展等にかんがみ、農家負担の軽減による加入の促進によつて一そう畜産経営の安定に資するため、牛及び馬にかかる共済掛け金の国庫負担を大幅に引き上げるとともに、種豚についても、新たに共済掛け金の国庫負担をすることといたしております。

第二は、農作物共済における農家単位引き受け方式の選択的導入であります。

現行の農作物共済は、耕地ごとに三割以上の被害があつた場合に共済金を支払う一筆単位引き受け方式となつておりますが、最近における農業経営や被害の発生態様の变化等に対応して補償の合理化をはかるため、一筆単位引き受け方式にかえて、農家ごとに二割以上の被害があつた場合に共済金を支払う農家単位引き受け方式を採用することといたしております。

なお、この農家単位引き受け方式の円滑な実施に資するため、当分の間、この方式を実施する組合等に対し、国庫より一定額の補助金を交付することができるといたしております。

第三は、農業共済団体の組織の整備であります。

原則を改め、農業共済組合の区域の広域化によりその事業運営基盤の強化をはかることとする。ことに、これとの関連において農業共済組合の総代の権限の拡大、農業共済組合連合会の組合員に對しての一組合員一票制の特例の導入等農業共済団体にかかる組織関係規定の整備を行なうことといたしております。

第四は、農業共済基金の業務範囲の拡充であります。

現行の農業共済基金の業務は、農業共済組合連合会に對する資金の貸付け等に限定されておりますが、共済金支払いの円滑化に資するため、農業共済基金の業務に組合等に対する資金の貸し付け等の業務を追加することといたしております。

なお、以上のほか、無事故農家対策の強化、家畜共済にかかると診療給付の適正化に資するための措置等所要の改善整備を行なうことといたしております。

以上がこの法律案を提出する理由及びおもな内容であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決賜りますようお願い申し上げます。

次に、この法律案の主要な内容について御説明申し上げます。

第一は、農村地域への工業の導入、その工業への農業従事者の就業及び工業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善を一体的に促進するための計画制度の創設であります。

すなわち、国は農村地域工業導入基本方針を定めて農村地域への工業の導入に関する指針を示すこととし、これを受けて都道府県知事は、地域の実情に即した農村地域工業導入基本計画を策定することとしております。さらに、この基本計画に即して都道府県及び市町村は、工業導入地区の設定、導入すべき工業の種類、工場用地と農用地との利用の調整、労働力の需給の調整及び農業従事者の就業の円滑化、農業構造の改善並びに公害防止に関する事項等を内容とする農村地域工業導入実施計画を樹立することとしております。

なお、これらの計画の樹立にあつては、既存の農業振興地域整備計画、都市計画、工業開発に関する諸計画等と十分調整をはかることとしております。

また、これらの計画の対象地域につきましては、農業振興地域及びその予定地域を中心とし、これ以外の振興山村及び過疎地域をも含めることとしております。

第二は、農村地域工業導入実施計画で定める農村地域への工業の導入を促進するための金融及び税制上の所要の措置等についてであります。

まず、工業の導入に伴う離農者等に対しましては、農地を工場用地に提供したことによつて生じた譲渡所得についての所得税の軽減をはかるほか、その転載を円滑化するための職業紹介の充実、職業訓練の実施等につとめることとしております。

ます。また、立地企業に對しましては、事業用資産の買いかえの場合の特例措置及び減価償却の特例措置を講ずるほか、立地企業に對し地方税の減免を行なつた地方公共団体に対する地方交付税による補てん措置を講ずることとし、さらに、工業用施設の整備に必要な資金の確保の措置の一環として、立地企業及び工場用地を造成する非営利法人に對し、農林中央金庫からの融資の道を開くこととしております。

このほか、農村地域への工業の導入を促進するための所要の関連措置を講ずる旨の規定を設けております。

以上がこの法律案の提案の理由及びその主要な内容であります。

何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに可決いただきますようお願い申し上げます。

○草野委員長 以上で各案の趣旨説明は終わりました。

次に、各案の補足説明を順次聴取いたします。

中野農政局長。昭和四十四年度及び昭和四十五年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を補足して御説明申し上げます。

本法律案を提出いたしました理由につきましては、すでに提案理由説明において申し述べましたので、以下その内容について御説明申し上げます。

まず、第一条は、既裁定年金のうち昭和四十年九月以前の組合員期間を含むものにつきまして、昭和四十五年度における改定の例に準じてその年金の額を改定しようとするものでありまして、組合員期間の各月における標準給与の月額に、昭和四十六年一月分から九月分までの年金につきましては別表第三にありまして一・九二から一・〇三七までの率を、昭和四十六年十月分以後の年金につきましては別表第四にありまして一・二・一五九から一・二四までの率を乗じて、そ

の年金の額を引き上げることとしております。

次に、第二条は、農林漁業団体職員共済組合法の改正でありまして、まず第二十条の改正規定は、標準給与の月額について設けられている上限を現行の十五万円から十八万五千円に引き上げようとするものでありまして、これに伴い、現行の第三十四級までの標準給与表を第三十七級までに拡大することとしております。

次に、第二十四条の改正規定は、遺族給付を受けることができる遺族の範囲を緩和しようとするものでありまして、組合員の配偶者は、組合員の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していたか否かを問はず、遺族年金等の受給権が発生するものとするものであります。

第三に、第三十六条以降の改正規定は、年金の最低保障額等の引き上げでありまして、退職年金は十三万五千六百円から十五万円に、障害年金の二級は十六万五千八百円から十八万三千六百円に、三級は十三万五千六百円から十五万円に、また遺族年金は九万六千円から十一万五千二百円に、それぞれ引き上げるとともに、通算退職年金につきましても、その算定の基礎となる定額部分を九万六千円から十一万四千円に引き上げることとしております。

これらの引き上げの措置は、附則第七項におきまして、昭和三十九年十月以後に給付事由が発生したいわゆる新法の既裁定年金につきましても、昭和四十六年十一月分以後適用することとしております。

第三条は、以上述べてまいりました年金の最低保障額の引き上げ等の措置を昭和三十九年九月以前の組合員期間等を有するいわゆる更新組合員についても適用するための規定の整備であります。

第四条は、通算退職年金の受給要件の緩和を行なうものでありまして、明治四十四年四月一日以前に生まれた高齢者につきまして、通算対象期間を合算して十年以上である場合には、新たに、昭和四十六年十一月分から通算退職年金を支給する

こととしております。

なお、この法律の施行期日につきましては、最低保障額等の引き上げ及び通算退職年金の受給要件の緩和措置は昭和四十六年十一月一日、その他は昭和四十六年十月一日としております。

以上をもちまして、この法律案の提案理由の補足説明をいたします。

○草野委員長 小暮農林経済局長。

○小暮政府委員 農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を補足して御説明申し上げます。

まず第一に、需要に即応した農業生産の推進に資するための措置について御説明申し上げます。

その一は、農作物共済の合理化でございます。現行の農作物共済の共済掛け金の国庫負担は、最低五〇％から出発して、共済掛け金が高くなるほどこれが高くなる超過累進方式になっております。しかしながら、このため、必ずしも生産適地とはいえない高被害地域に對し、他の地域と比較して著しく高率の国庫負担をする結果となっております。最近における農業事情を考慮して、その是正をはかることとした次第であります。

すなわち、その共済掛け金率が全国平均の共済掛け金率にその標準偏差を加えたものをこえる地域につきましては、そのこえる部分の共済掛け金率に對する共済掛け金に對する国庫負担率を、全国平均の共済掛け金率にその標準偏差を加えたものに適用される国庫負担率と同率とすることを旨とするよう改めることいたしました。この結果、たとえば、水稻の場合では、共済掛け金率が七〇％をこえる部分の国庫負担率は百分の七十となり、国庫負担率の累進の程度は、現行のそれと比較してゆるやかなものとなるのであります。

次に、米につきましては、最近、生産が需要を大幅に上回る状態となっており、需給調整の推進が急務となっておりますが、農業災害補償制度につきましても、新規開田の抑制に資するため、当分の間、この改正法案の施行後にその造成が完了

した耕地等において耕作される水稻の引き受け除外措置を講ずることとしたしております。なお、これらの耕地において耕作される水稻であつても、一定の事由があるときには、例外的に引き受けすることができることとしたしております。

その二は、蚕繭共済の充実でございます。

まず、最近における養蚕経営、被害の発生態様の変化等にかんがみまして、掛け金負担の適正化及び共済金の早期支払いに資するため、共済目的の種類を、現行の春蚕繭及び晩秋蚕繭の二種類から春蚕繭、初秋蚕繭及び晩秋蚕繭の三種類にすることとし、また、これらの変化をより一そう早期に料率に反映させるため、従来五年ごとに行なっていた共済掛け金率の改訂を三年ごとに行なうこととしたしております。

次に、現在の蚕繭共済の最高の補てん割合は、繭の価格の五〇％となつておりますが、他の農業共済事業との均衡を考慮して、これを繭の価格の六〇％まで引き上げて、補償の充実をはかることとしたしております。

また、そのほか、蚕繭共済につきましては、最近における蚕の飼養形態の変化等に即応するため、蚕児の共済事故に火災及び獸害を加える等の改善を行なうこととしたしております。

その三は、家畜共済の掛け金国庫負担の強化でございます。

現行の家畜共済の共済掛け金国庫負担は、農家ごとに全頭一括して加入する包括共済につきましては、牛及び馬は、最低三分の一とし、特に、乳牛の雌に關しては、多頭飼養の促進の観点から、飼養頭数規模が三頭以上五頭以下の者は五分の二、六頭以上二十九頭以下の者は二分の一とし、肉用牛に關しては、肉資源の確保の観点から、当分の間一律五分の二としてそれぞれ優遇措置を講じております。また、一頭ごとに加入する個別共済につきましても、牛及び馬に關し、死亡及び廃用に對する共済掛け金の二分の一を国庫が負担しておりますが、種豚については、包括共済、個別共済ともに、共済掛け金の国庫負担はいたして

おりません。

以上述べました現行の共済掛け金の国庫負担方式は、昭和四十一年における制度改正により定められたものでありますが、畜産振興の重要性、その後の多頭飼養の一層の進展等にかんがみ、今回、さらに、国庫負担を引き上げて、農家負担の軽減による加入の促進をはかり、畜産経営の安定に寄与することとした次第であります。

すなわち、包括共済にかかるとした次第であります。負担につきましても、牛及び馬は最低五分の二に引き上げ、特に、飼養頭数規模が、乳牛の雌に關しては三頭以上四十九頭以下の者、肉用牛に關しては三十九頭以下の者に対しては二分の一と優遇することとしております。また、個別共済につきましても、牛及び馬は、死亡及び廃用部分だけでなく、疾病及び傷害部分も含めた共済掛け金の五分の二を国庫負担するよう改善することとし、さらに、種豚については、新たに、包括共済、個別共済ともに、三分の一の国庫負担をすることとしたしております。

第二に、農作物共済における農家単位引き受け方式の選択の導入について御説明申し上げます。現行の方式は、一筆単位引き受け方式であります。災害を受けた農家の所得の合理的補てんという観点から、農家単位引き受け方式の採用の道を開くこととした次第であります。すなわち、現行の一筆単位引き受け方式においては、各耕地ごとに三割以上の減収があれば共済金を支払うこととなっており、改正法案の農家単位引き受け方式では、被害のあった耕地ごとの減収量を農家ごとにまとめてみて、その減収量の合計がその農家全体の基準収量の二割をこえることとなつた場合に共済金を支払うこととしたてております。損失の補てんの内容につきましては、現行の一筆単位引き受け方式では、全損の場合の共済金は期待し得る収入の六三％が上限となっておりますが、農家単位引き受け方式の場合には、これを七二％まで引き上げることとしたてております。この農家単位引き受け方式につきましては、全

部の組合等がこの方式に移行することは困難であると思われるので、その採用は、組合等の自主性にゆだねることとしたてております。また、この方式の対象となる共済目的の種類も、政令で指定することとしておりますが、一農家当たりの耕作筆数、損害評価体制等を考慮し、当面は水稲に限ることとする予定であります。

なお、この農家単位引き受け方式につきましては、できるだけ多くの組合等がこの方式を採用することともに、この方式による共済事業が円滑に実施できるよう、当分の間、この方式を実施する組合等に対し国庫より一定額の補助金を交付することとができることとしたてております。

第三に、農業共済団体の組織の整備について御説明申し上げます。

その一は、農業共済組合の区域の広域化であります。現行の農業共済組合の区域は、原則として一つの市町村の区域によることとされておりますが、最近における労働不足及びこれに伴う人件費の上昇等により農業共済組合の事業運営費の増大傾向には顕著なものがあつたので、近年における交通手段の発達、事務機械の普及等を考慮しつつ、農業共済組合の区域を原則として一または二以上の市町村の区域によることに改めてその広域化をはかることとしたてていたしました。これにより、事業運営基盤が強化され、共済事業が円滑に実施できることとなるものと期待いたしてしております。

その二は、農業共済組合の総代会の権限の拡大であります。農業共済組合がその区域を広域化した大型化しますと、総会の開催ないし運営が困難となる場合も考えられますので、組合活動の円滑化をはかるため、総代会の権限を拡大し、総代の選挙及び解散の議決の場合を除いてすべて総会にかかわることができるよういたしてしております。

その三は、農業共済組合連合会の組合員について一組合員一票制の特例を設けることであります。農業共済組合がその区域を広域化しますと、連合会の組合員である組合等の規模に相当の格差が生じ、従来の一組合員一票制では実質的平等が

確保されたいことも考えられますので、連合会の組合員たる組合等に対し、その組合員等の数に基づいて二個以上の議決権及び選挙権を与えることができるよういたしてしております。

また、このほか、事務執行体制の整備強化をはかるため、農業共済団体の参事にかかわる規定を新設してその選任方法、職務権限等を明確にするにとともに、農業共済団体の役員及び総代の選挙の円滑な実施をはかるため、これらの選挙において無投票当選制を導入することができるとしたてております。

第四に、農業共済基金の業務範囲の拡充について御説明申し上げます。

現行の農業共済基金の業務は、その会員たる農業共済組合連合会が必須共済事業である農作物共済、蚕繭共済及び家畜共済に關して支払う保険金の支払いに不足を生じたときに資金を貸し付け、または当該保険金の支払いに關して連合会が負担する債務の保証を行なうことに限られております。が、農業共済基金に対する農業共済組合連合会の出資金の大半が組合等の拠出金によつてゐること、昭和三十八年の制度改正により組合等の手持ち共済責任が拡大したこと、農業共済基金の資金事情が最近好転していること等にかんがみ、今回新たに組合等段階における共済金支払いの円滑化に資するため、組合等に対しても必須共済事業にかかわる共済金の支払いに關して資金の貸し付け及び債務の保証の業務等ができるようにいたしてあります。なお、この結果、農業共済基金の業務は相当増大することが考えられますので、組合等に対する資金の貸し付け及び債務の保証の業務につきましても、その一部を当該組合等を組合員とする農業共済組合連合会に委託することができるよういたしてあります。

以上のほか、無事故農家対策の強化をはかるため現行の無事戻し制度を無事故調整金制度に改めて財源及び交付内容の充実をはかることともに、家畜共済について診療給付の適正化をはかるための措置を講ずる等所要の改善整備を行なうことといたしてあります。

たしてあります。

なお、最後に、この制度改正の実施時期であります。改正内容は制度全般にわたりますので、準備期間等も考慮して、昭和四十七年度からいたしてあります。

以上をもちまして提案理由の補足説明を終わります。

○中野委員長 中野農政局長。

○中野政府委員 農村地域工業導入促進法案につきましては、提案理由を補足して御説明申し上げます。

本法案を提出いたしました理由につきましては、すでに提案理由説明において述べましたので、以下その内容につき若干補足させていただきます。

第一に、この制度の対象となる農村地域の範囲につきましては、第二条に規定してあります。農業振興地域及びその予定地域を中心とし、これ以外の振興山村及び過疎地域を含めることとしております。この法律案の趣旨及び他の工業開発に關する地域立法等との調整を考慮して、新産業都市の区域及び工業整備特別地域の一部、首都圏等大都市及びその周辺の地域の一部、人口一定規模以上の都市の区域等を除くこととしてあります。

第二に、農村地域への工業の導入に關する計画制度につきましては、第三条から第六条までにおきまして、国が定める基本方針、都道府県が定める基本計画及び都道府県または市町村が定める実施計画の内容、作成手続等につきまして所要の規定を設けてあります。

まず、第三条の国の基本方針につきましては、主務大臣が関係行政機関の長と協議いたしまして、農村地域への工業の導入、導入される工業への農業従事者の就業、そしてこれらと一体的に行なう農業構造の改善についてのそれぞれの目標を掲げ、それらの目標を達成するために必要な事業の実施に關する事項を定めることとしてあります。

これを受けまして、第四条におきましては、都道府県知事が策定する基本計画について規定しております。すなわち、都道府県知事は、主務大臣とあらかじめ協議して、都道府県の区域または都道府県の地域区分ごとに、導入すべき工業の業種その他工業の導入の目標、導入される工業への農業従事者の就業の目標、工業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標、工場用地と農用地との利用の調整、工場用地その他の施設の整備、農業従事者の工業への就業の円滑化、農業生産の基盤整備その他の農業構造の改善を促進するための事業、公害の防止等に関する大綱について定めることとしております。なお、基本計画は、国土総合開発計画、首都圏等三圏の整備計画、新産業都市の計画、山村、農業振興地域及び過疎地域の振興に関する計画、都市計画等と調和をはかることとしております。

次に、第五条に規定しております都道府県及び市町村の実施計画は、工業導入地区ごとに定めることとしており、その計画事項は、基本計画と同様の項目について具体的に定めることとしております。この実施計画は、工業導入地区の周辺の農業従事者が導入工業に相当数就業することが見込まれ、かつ、工業の導入と相まってその周辺における農業構造の改善をはかることが必要であると認められるとともに、都道府県の場合にあっては、工業導入地区が農村地域への工業の導入の促

進にあつての拠点となると認められ、市町村の場合にあつては工業を導入することにより当該地域の農地保有の合理化がはかられると見込まれる場合に、それぞれ定めることとしております。なお、各種地域計画との調整は、基本計画と同様であります。特に、過疎地域における実施計画は、一定の手続を経て過疎地域振興計画の内容の一部とすることができるとしております。

第二は、これらの計画に従ひ導入された企業、離農者等に対する税制及び金融上の所要の措置に關する規定であります。

まず、税制上の優遇措置でありますが、第七条

ついで特に配慮を加えながら今後のこの制度の充
実の方向について意を注いでいたがたい、こう
いうことをまず冒頭に御要望をいたしまして、以
下若干具体的な内容の問題をめぐって御質疑をい
たしておきたいと思ひます。

まず第一点は、既裁定年金額の改定が今回なされたわけでありますが、この年金額の改定は昭和四十四年から四十五年、四十六年と連続三年これ

は改正をされるわけですが、なかなか、私もしろろとが年金の改定を非常に明確に腹の中におさめにくいような複雑な実は保険数理が出てまいりまして、一体、年金の改定が行なわれるののだが、年金を受ける受給者はどれだけ上がるのかということがいつもびんとこないのであります。こういう点がもう少し明確に入・四％アップする

のなら、自分がいまもらっておる年金額に八・四％上積みするのだというふうにぴんとわかりやすいような年金の改定額が出てこないのか、この

点を実はこの年金額の改定ごとにいつも感じるわけではありますが、すでに三年同じような方法で改定がなされてきたのですが、この改正の背景に

なつておるその方法、あるいはその仕組み、こういう点をいま一度局長のほうでよろしいわけでありますが、簡単に要点だけ、大体こういうものを

基準にしてこういう状態になった場合、こういう方法で年金額の改定が行なわれてきたのだ、今度の改定の率は八・四％ということになっておるわ

けでありますが、この八・四％の積算の基礎はこういうふうな数字に基づいてできておるのだ、この点をまず明らかにしていただきたいと思うので

○中野政府委員　ただいまのお尋ねでございますが、御指摘のようにこの計算のしかたは非常に複

雑になっておりますけれども、その趣旨をいたしますところは消費者物価の上昇、それから公務員給与の上昇というものを計算をいたしまして織り

込むということになっておるわけでございます。そういうことでありますけれども、特に今回の改正におきましては、昨年いろいろ御議論がありました。

した公務員給与の引き上げについての積み残し分が二・二五％残っておりますので、その分を四十六年の一月から九月までの間の率として上げまして、それから四十六年十月以降につきましては御指摘のように入・四％上げておるわけでございます。

すが、その内訳は先ほども触れました消費者物価の値上がり分と公務員給与の上昇分というものを足した結果になっておるわけであります。

○田中(恒)委員　いまの物価の上昇と公務員給与の上昇に対応してということでありますが、その根底はやはり恩給ですよ。恩給の改定にあたって昭和四十三年に消費者物価五%以上上がった場合に恩給の改定をしなければいけない、あるいは公務員給与ベースと恩給額との差をなくするためにしなければならぬ、こういう恩給改定の骨組み

というものが出てきた。これに準じて公的年金制度が行なわれてきておるわけですね。私はこの辺にいろいろな問題が出てきておるような感じが

たしますし、特に私がここでお尋ねをしておきたいのは、この公務員給与ベースの土台になっておるものは一体いつのものが今度の改定、あるいは

これまでの三回の改定も同じであります。いつのものか。昭和三十四年の公務員給与ベースが土台になって物価上昇と対応してこうなされておる。

と聞いておるわけですが、三十四年で間違いありませんか。

○中野政府委員　御指摘のとおりでございます。

○田中(恒)委員 昭和三十四年の公務員給与ベ
スを土台にしてずっと四十六年まで十二、三年に
なるわけですが、もう少し最近の公務員給与べー

スに引き上げるといふようなことが検討の場合に問題にならないのですかね。何か三十四年というような土台で基礎年次を置いていくという

やり方をとらなくても——当時の公務員の給与ベースの内容もいまとは多少違っておると思うのですが、ベースの段階等の問題でも。最近の新しい

い時点の基準年次というものをとってやればどうなのかという検討はなされていないのですか。私も常識的にはできるだけ近い年次のものを基礎

○中野政府委員　いま御指摘のお考えもあるいは、何れにしても、年次にして取り上げていけばそれでいいじゃないか、何も好んで十二年も十三年も前のものを基礎にする必要はないんじゃないかと思うのですが、そういう点はどうでしょうか。

あろうかと思いますが、これは農林年金というもののだけ特にそういうことをやるというのはなかなかむずかしいわけでありまして、やはり各種の年

金制度を通じてここ数年とられておる一つのルールというものがございます。それに私どもも従っておるわけございまして、特に最近のものをとるというようにことで相談をしたことは、ただいまのところございません。

○田中(恒)委員　それで、その他の公的年金との関係もあって、農林年金だけ特別な方法がとりに

くいということですが、そのとおりだと思
うのです。しかし、その他の公的年金との関連の
連絡調整、それから制度上の統一をはかるために

ですか、公的年金制度調整連絡会議というものができてきておるわけですね。ところが、この制度

の連絡会議というものが、国会でもこの連絡会議の結論待ちだという答弁も、議事録を見ますとあるわけですが、どうもはつきりしないのですね。

特にことしの年金額の改定にあたっては、社会保障制度審議会は「年金額の改訂については、物価上昇の趨勢からみてやむを得ない面はあるが、本

審議会が毎年繰り返して勧告をしているにもかかわらず、依然として恩給の改訂に追隨する方法を踏襲している点はまことに遺憾である。特に本審

議会の昭和四十二年六月の勧告に基づいて設置した公的年金制度調整連絡会議が未だ何等の結論を見ることなく今日に及んでいることは怠慢といわ

申をしておるわけですが、一体公的年金制度調整連絡会議というのは現在どういうふうに

なっておるのか、どういふ人々が構成をし、農林省からどなたが出ておって、いつこの会合が開催をせられて、結論はいつごろに出るのか。これは

相当古いわけですが、こういう点は主管は農林省ではないかもしれませんが、農林省のほうからどなたかおいでになって、農林年金の立場でいろいろ問題を究明せられておると思ふので、この連絡会議の現在までの経過、今日の

○中野政府委員　公的年金の調整連絡会議の構成

でございますが、議長は総理府のほうでやっておりますが、委員に総理府、大蔵省その他年金に關係のある各省が入っております。メンバーとしては、私が委員になっておりまして、幹事はそれぞれ担当の課長になっておるわけでございます。

最近の状況でございますが、四十三年の七月に幹事会を開催しましたあと、小委員会ですと検

討が続けられておりました、四十五年の三月まで小委員会の開催回数は十回にも及んでおるわけでございます。それから四十六年の一月になりました。

て、連絡会議で各種公的年金の給付額の調整についてどうするかという一応の結論めいたものを出したわけでございます。その中身いろいろあるわ

けでございますが、結論的に申し上げますと、公的年金といえどもやはりそれぞれのおい立ちが違っておりますので、全部一括して一本のもの

でなかなかやりにくいというようなことになってまいりましたので、今後はひとつ公的年金の中でもグループ分けをしまして、そのグループ分けを

した中でいろいろ検討をこれから続けたほうがいいんじゃないかという結論になったわけでございます。

そのグループ分けと申しますのは、国共済と地方公務員の共済と公共企業体の共済が一つのグループ、それから農林と私学が一つのグループ、

それから厚生年金と国民年金というふうに分けて、それぞれに應じましてこまかく詰めていったほうがいいんじゃないかということにいまなつて

○田中(恒)委員　どうもこの連絡会議というものが、現在休眠状態になっておるんじゃないかと思

うんですよ。会合は何回かやっておられておるようでありまされども、実質的には、これは内容的なものは議論はせられたかもしませんが、実際はこれが何か結論を出していくというふうな状態になっていないんじゃないかというふうな聞いておるわけでありまして、いままでいろいろ農林年金の問題をめぐって、あるいはいま政務次官に質問したわけでありまされども、将来の農林年金の内容の改善をめぐって一番大きくひっかかってくるのは、他の公的年金との関係、あるいはいまの改定額の基準年次のとり方にいたしまして、統一したものをとっておるわけでありまして、しかし内容的には非常に特殊なものをどうさばっていくかということがあるので、この辺の整理がやっぱりなされない、なかなか今後この年金制度の大幅な改善の方向というのは出ていくと思ふのです。この会議、局長さん委員に出ておられるそうでありまして、何かまとめることができるような見込みありますか。このまま何かかわらぬような形になっていくのですか、それともいつごろまでには何か結論を出していく、グループ別の結論なり全体的なまとめなり、そういうものはいつごろまで出てくるというふうな見込みで会議を進められておるのですか。

○中野政府委員 私の間いておるところによりまして、まだいつまでに出すという期限を切っておるといふことはございせんけれども、ただ、いまおっしゃいましたように、うやむやにしてしまふというつもりでもちろんないわけでございます、ただ、ただいま申しましたグループ分けをしました上、それぞれもつと深めて検討を続けるというところでございまして。

○田中(恒)委員 ひとつこのところで、全体的な社会保障制度の統一な方向づけが出てくる場でありまされども、農林年金の特殊性を十分に反映しながら、いろいろ問題になっておる点について、また全体的にまとめていかなければいけないところもあると思ふので、これは農林省だけではいけない問題でありまされども、やはりこ

ういうものをつくってここで何かまとめようということでありまされども、そういうものをつくってやつておりますということだけではなくて、まとめられるものはひとつ早急にまとめていつていたきたいと思ふわけでありまして。

次に、若干こまかいことの御質問をいたしますが、公的年金制度別の一人当たりの平均報酬月額幾らか、あるいは公的年金制度別の掛け金率は幾らかになっておるか、この点をちょっとお示しいただきたいと思ふのです。

○中野政府委員 まず平均の給与月額でございますが、昭和四十四年度について申し上げますと、農林年金におきましては三万八千八百九十九円でございます。それから国家公務員につきましては五万五千四百一十一円、それから地方公務員につきましては五万七千九百九十二円、私学共済につきましては四万五千六百四十四円、厚生年金につきましては四万七千五百二十六円というものが最近におきまして給与月額の平均でございます。

それから掛け金率につきましては、農林年金におきまして、これは御承知のように組合員、事業主とも千分の四十八、私学共済におきましては千分の三十八、これは組合員、事業主ともそれぞれでございます。それから国共済につきましては組合員が千分の四十四、事業主が千分の六十一、それから地方公務員につきましては組合員が千分の四十六、事業主が千分の六十二ということになっております。

○田中(恒)委員 農林漁業団体の職員の給与の月額は最近比較的給与ベースのアップが行なわれておるわけでありまされども、いま御指摘になりまして、国家公務員、地方公務員、私立学校の方々あるいは厚生年金の該当者等に比べまして、これは三〇%なり四〇%低い状態である。一方掛け金は、いまお話をいたしましたように事業主、組合員それぞれ千分の四十八というのでありますから、厚生年金を含めた年金制度の中で最も高い掛け金率になっておるわけでありまして、この掛け金率が非常に高い。ほかの公的年金に比べて農

林年金は非常に高いという理由は一体どこにあるのか、この線はどうでしょう。

〔委員長退席、三ツ林委員長代理着席〕

○中野政府委員 農林年金の掛け金が高いという御指摘でございます。これはしばしばあるわけでございますが、主としてその理由としますところでは整理資源率が高いというふうにならわればと考えております。

○田中(恒)委員 この整理資源率という問題になるわけでありまして、昭和四十三年度末で千分の五・九八、金額で二百一億円の不足財源がある、こういうふうにならわっておりますわけでありまして、これは間違いないか、この不足財源についてはどういふふうな処理の方針を持っておられるのか、この点をこの機会にお尋ねをしておきたいと思ふのです。

○中野政府委員 ただいまの五・九というのは四十三年、四十三年以来の制度改正によりまして合計の数字だと思ふますが、その額が二百一億になるかどうか、ちょっと私いま計算の根拠を持っておきませんので、よくわからないのでございまして、一昨年、昨年の国会におきまして、この制度改正に伴うものにつきましては、これによって掛け金にすぐにはね返らせる必要はないということとで現行掛け金を上げないということと考えておるわけでありまして。

○田中(恒)委員 整理資源率が農林年金に非常に多いというところは、厚生年金からの期間の通算の債務の問題や法改正に伴ういろいろな債務資源の問題、組合員のベースアップ、組合員の変動、こういういろいろな事項が重なって、農林年金の場合、最近特に年金額の改定に伴って整理資源率がだんだん大きくなって、不足財源が大きくなるんじゃないかという心配をしておるわけでありまして、今度重ねて年金額の改定が行なわれますし、最低保障額の引き上げが行なわれる、こういうことになりまされども、一番心配していきのは年金の財政というものがだんだんやはりやりにくくなっていくのじゃないかということでありまして。それと

関連をいたしまして、いま問題にいたしました一番高い掛け金がまた上がっていくのではないかと、こういう心配が今度の法改正をめぐって私ども一番心配しておるわけでありまして、この点につきましては、どういふふうにお考えになっておるかお聞きをしておきたいと思ふわけでありまして。

○中野政府委員 御指摘のように制度の改正によりまして財源の必要になることあるいは最近ずっとベースアップが行なわれておりますので、そういうものについての財源の計算がどうなるかということが、いろいろ問題が出ております。そこで、これはたまたまとしまして、五年に一度あるいは六年に一度再計算をいましておきます。まだその結論が年金当局にも出ていないようでございます、近く出ると思ふまされども、それが出ました際に、どの程度どうなるのかということがわかりました上、ただ、また一方では掛け金が高いという問題もございまして、その点を頭におきましてどう対処するかということを検討をいたしたいと思っております。

○田中(恒)委員 昨年の本法の改正の国会の質疑では、掛け金についてはこ相当分上げないのだという御答弁がありまして、こ相当分とは一体どの程度だということについては、大体五年間程度はかまわないのではなからうか、こういう御答弁があったわけでありまして、今度の改定では、年金のほうでいろいろ検討しておるので、その検討待ちというところでありまして、ちょっと掛け金が上がるかもしれないという心配も持つわけでありまして、農林省は指導官庁として、最終的にこの問題について判断をしていくところでありまして、いまの農林年金の掛け金の状態からして、それこそ他の公的年金との均衡からして、しかも御承知のように農林漁業団体にとめておる人は、健康保険も失業保険もみな加わっておるわけでありまして、単に共済組合費だけではなく、社会保険料というものが大きいわけですね。そういうものが加わると、ほかと比べて相当負担率が高いわけでありまして。給与は御承知のように非常に安い

それから財源調整費の定率化の問題につきましても、これも昨年いろいろな御議論があつたわけでございますが、これは制度の趣旨からいいますと、必要な場合に財源調整のために補助をするという規定が、形式論でございますが、あることと、それからこの意味するところが、先ほども御指摘がありました、過去の制度改正に伴う不足財源とがあるいは将来またふえるかもしれないというようなためにできるだけ入れようというような趣旨でございますので、ことしは昨年に比べまして六千万円ふやしていただきました二億一千万円、これにはもちろん確たる根拠はございませんけれども、ここ数年ずっと見ていただきますと、非常に大蔵省にも御迷惑をかけたようなこともありますけれども、上げていただきましたと上がつてきておる。その辺ひとつ実績は買っていたかたといふふうに思ひわけでございます。

事務費の点につきましては、これは昨年引き上

げをやりまして、ことは昨年上げたばかりでありますので、単価は上げなかったという事情になつておるわけでございます。

○相原説明員 昨年も先生から御質問がございまして答弁させていただいたわけでございますが、国庫補助がどうあるべきかという問題は年金については非常にむずかしい問題でございますが、私も種々苦慮しているのをごさいます。やはり基本的には最小限の給付水準をどう確保するかという点にまずあろうかと思ひます。ただ、その場合に考慮しなければいけませんことは、先ほど来議論の出でおりますような所得水準がどうあるかということであらうと思ひます。またわれわれ年金制度全体についての予算というものを考えます立場から見ますと、やはり各制度間のバランスの問題、さらには財政当局としましてはそれが財政にどうはね返ってくるかということを考慮せざるを得ないというぐあいに考えているわけでございます。

そこで、ではバランスというのはどうであるかと申しますと、いま局長からお話がありましたように、やはり他の共済とのバランスということにまずくると思ひますが、これは御承知のとおり他の共済が一五%でございますし、こちらは一六%であるという点、それから厚年との給付水準が種々出ますが、これは厚年と共済との給付水準から見まして、厚年が二〇で共済が一五であるという点でまあバランスはとれておるというぐあいにわれわれは考えておるわけです。

そこで、私、昨年の議論以来つくづく考えるのですが、よく厚年と共済とのバランスという場合に、国庫補助率だけで議論されるという点はもう一べん議論いただきたいと思ひますが、たとえば年金の給付の開始年齢が厚年では六十歳、共済では五十五歳になつておるわけですね。つまり五歳早い。したがってこれはきわめて大ざっぱな計算ですが、六十歳で給付が開始されまして、厚年の人が十年間給付を受けるという場合と、共済の方が五十五歳で給付を受けられて、同じく七十

歳まで年金を受けられるとすると十五年受けられるわけですね。そうすると一六%の十五年と二〇%の十年とどちらが多いかという場合もひとつ御検討いただきたいというぐあいに考えるわけであり

ます。

なお財源調整の金額につきましては、いま局長からお話がございましたが、決して農林省は窮乏というふうなことは毛頭ございせん。むしろ私たちのほうが攻めまわられまして、二億一千万という金額になつておるわけでございます。その辺も御了解いただきたいと思ひます。

○田中(恒)委員 いま言われましたような給付水準の問題、バランスの問題、所得水準の問題ですね。そういう問題等私いろいろあろうかと思ひます。確かにいま言われたような、いつから支給していくかという年齢の問題もありましようし、また片一方から言われれば、厚生年金の中だつて、この厚生年金の中から出てきているものである坑内夫であるとか船員保険とかそういうものについては補助率は非常に高いじゃないか、あるいは国家公務員共済については確かに一五%であるけれども整理資源部分は全部国が持つておるじゃないか、地方公務員だつてそうじゃないか、私学共済だつて、私学振興会が国が出資したものから二分の一を負担しているじゃないか、こういうような仕組みがあるので、それに該当するものとしてこの財源調整というものが農林年金の場合出ておるけれども、金額を比較すればたいしたことはい、しかもいままでの議論のように、農林年金の財政事情というものが必ずしも芳しくなくて、いま千分の九六ですか、これはひよつとするとものと高くなるのじゃないか、これはまことにぬきん

でいる、全く掛け金とのバランスがくずれてしまつておる状態が出てきているわけですね。こういう点を総合的に考えてみると、私はやはりこの農林年金に対する財源調整というものの性格をもつと明確にして、普通よく言われる平均掛け金率でいきますと千分の八くらい違うというわけであり

ますから、まあ六%くらい見ようというわけでございますが、こういうことを今日の時点では特に思ひ切つてやはりやつていただかなければいけません。ういうふうに思ひます。が、これは来

年予算もきまつたわけでございますが、これは来年もやはり同じような問題になると思ひます。ありますが、農林省も来年はやはり腰を入れた、この中でやはり何か一つはものにしないといふ、これは単なる大会で決議をしたりいろいろな団体があわあ言つておるということじゃなくて、これほどこの問題をめぐつて——私、時間がありませんから、もう全部おたくのほうから答弁してもらえればいいわけけれども、三十何国会からこの問題でずつと議論がなされてきておると思ひます。それは調整は毎年多少ずつはふえておりますよ、ふえておりますけれども、ねらいとした定率化の問題とか財源調整の性格ももう少しきちんとしていくとか、こういうふうな大蔵省に言わせたならまことに理論的な面の整備は、これに關してはあまりなされていないわけですね。来年くらいひとつ何かものにしていただきたいと思ひますが、どうですか。これは本気になつてやつていくつもりか。また今度この委員会でも同じような決議をしなければいけなくなりますよ。ここまですと、委員

会そのものの権威に關するやうなことで、私もあまり言うのがいやになるくらい口をすっぱくして言つておるわけですが、こちらで主計官も腰を据えてのむべきものは、全体のバランスを檢討していただければいいと思ひます。けれども、私はそう農林年金もむちゃなことを言つていふようには思ひないわけですが、このところを重ねて大蔵省のほうからひとつ御答弁をいただきたいと思ひます。

○相原説明員 なかなか難問でございますが、私たちの立場からしますと、やはり他の共済とのバランスということが一番大事な問題でありまして、他の共済が一五%であるのにこちらが現在でも一六%と若干開いておりますが、その上に財源

調整の金額を定率化するといふことは、どうしても承服しかねるという点がございします。結局問題はやはり給付水準にあるのではなからうか、そのしりが国庫補助率のほうに来るといふことは、私たちとしては少し問題があるのじやなからうかといふぐあいに考えるわけでありまして。たとえばこれは古い数字でございますが、昭和四十四年度の一人当たりの保険料を見ますと、国家公務員共済組合のほうに長期として七万六千円払つております。農林年金の場合には四万一千円でございます。ですからこれが給付水準にはね返つてくることになるのでございまして、したがつてその給付水準だけでとらえないで、またこの掛け金の中だけにとらえないで、総合的にひとつ御判断いただきたい。そのしりが全部国庫補助率に来るといふことは、やはり財政当局としましてはどうして

も承服しかねるというぐあいに考えるわけでございます。ただ現在行なつております定額補助につきましては、私たちとしても、理屈は理屈としまして、やはり実情も加味しながら、農林省当局とも十分相談していくといふことで従来もやつてまいりましたし、今後ともやはりその方向は続けるべきであらうというぐあいに考えております。

○田中(恒)委員 毎年同じことを繰り返しておつてもしょうがないわけでございますが、しかしそういうことになりまして、やはりこれは政策判断で、ほんとうにやるのかやらないのかという腹を、これは大臣にでも来ていただいてやらなかつた、この議論はなかなか前に進まないと思ひます。

次に移りますが、最低保障額の引き上げがあるわけでございますが、年金における最低保障額といふのは理論的に一体どういふ性格を持つものであるか、重ねてひとつお教えをいただきたいと思ひます。

○中野政府委員 まあ最低保障といふものは、老後その年金によりまして最低の生活が保障されるという、抽象的にはそういうことと思ひますが、ただ、これも御質問のないのに申し上げて恐縮でございますけれども、やはりこれにもいろいろ

らないきさつがございまして、いま私が申し上げましたことばどおりになっていない面もあるというところでございいます。

○田中(恒)委員 既裁定年金の最低保障額の改善を昭和三十九年十月一日以降、いわゆる新法施行後と限定した理由はどういう理由ですか。

○中野政府委員 私たちとしては、昭和三十四年から全部やってほしいという要求をしたわけですが、折衝の過程におきまして、各共済制度とも新法部分だけ今回は最低保障を上げるというふうに統一されました結果、農林年金につきましては新法部分からということになったわけでございます。

○田中(恒)委員 その新法部分というのは、各公的年金はいつからいつになるわけですか。

○中野政府委員 国公共共済につきましては三十四年、私学は三十七年、農林が三十九年で、われわれのは今の年金が一番あとになっておりますので、その点につきましては私たちが不利ではないかというふうには考えておるわけですが、今度はそのうちで統一されたわけですが、今度、それをもう少し前に出すという努力については今後とも続けたいと考えております。

○田中(恒)委員 農林年金の場合は、やはり新法制定時といったって、各公的年金ほどこれは一様ではなくて、やはり年金もまた一番あとで、これも一番不利な状態になっておるわけでございます。特に、私は、理論的に詰めたことをここで議論しても確かにいたし方ないわけでありまして、けれども、やはり新法と旧法とに最低保障額を区別するということはどう考えたらあつて合理的じゃないかという事です。やはり最低保障額というのは何となくいつたつてきりぎりの保障金額でありますから、時期によつて、その時点で違ふという事は、これは財政事情であるとか特殊な事情でこういふふうになつてゐるので、将来こういふ差別はどうしても撤廃してもらわなければいけないと思ふのです。特に高福祉政策というものを掲げておる自民党内閣のもとにおいてこういう状態が公然とある

という事は、私はたいへんおかしいと思ふのです。特に、これもいつも問題になるわけでありまして、既裁定年金において二十年未満の遺族年金の最低保障額が一萬九千円、いつもこの問題のときに出てくる数字でございしますけれども、三百六十五日に割つたら一日五十二円、五十二円の最低保障額というものが今日の高度経済成長の時代に認められていいことなのかという事でですね。これはもう一代一ぱいにも足らぬような状態でありまして、こういうふうなものはやはりせめて厚生年金並みくらいまでに早急に改正をしなければいけない、こういうふうな思ふのです。この最低保障額の引き上げということをなされておりますけれども、引き上げの時期の問題とか、特に遺族年金の二十年未満の問題あるいは二十年と二十年でないという期間の区別の問題、こういうふうなものではできるだけ撤廃をすべきだと思ふのです。この点、今後早急に何らかの改善の方向を見定めていただきたいと思ふのですがどうでしょうか。

○中野政府委員 二十年未満の遺族年金が一萬九千円であるという事は、昨年もいろいろ御議論の末附帯決議をいただいて、われわれもここの予算期でもいろいろ努力をしたわけでございますが、一言で申し上げますと、恩給との関係、恩給のほうでの措置が二十年未満については何らとらねなかつたということに準ずるようになつておりました。このことも残念ながら引き上げがでなかつたわけでございます。農林省といつたしましてはこれから大蔵省との折衝、いろいろむづかしいわけでございますけれども、その引き上げに努力をいたしたいと考えております。

○田中(恒)委員 それから遺族給付の改善の問題ですが、今回の法改正で、配偶者は組合員の収入によつて生計を維持するところから配偶者に遺族給付がなされるということになつたわけでございますが、これは配偶者だけではなくて、特に十八歳未満の直系の子供、こういう者について配偶者と同一取り扱いをしてもいいと思ふので

す。あるいはその他孫であるとか祖父父母であるとか、こういう者についても実質的に生計を維持しておるという観点に立つて現在も認定できるようになつておるわけでありまして、もう少しこれらの認定条件を緩和してほしい、こういう要望がありますので、この点をぜひこれからの課題として一ぺん検討していただきたいと思つておるのですが、これらについても何かお考えがございしますでしょうか。

○中野政府委員 御指摘のように妻の場合だけ今回改正したわけですが、また何回も繰り返して恐縮でございますが、ほかとのバランスでこういうことになつたわけでありまして、ただ十八歳未満ということになりましたと、実際問題としても、収入があつてそのために年金がもらえなくなるという事はまずないのではないかと今ふに思ひますけれども、ただいまの御指摘の問題については今後の研究課題にさせていただきますと思ひます。

○田中(恒)委員 次に、農林年金と政府との関係であります。やはり農林漁業団体職員共済組合法の運営は組合員の自主性、創造性を發揮させるというたてまえをとられるべきだと私は思ふのであります。公的な年金取り扱い機関でありますだけに、政府関係機関としてどうもいろいろな問題が起きておるようであります。特に代表的なのは、たとえは労使間の紛争処理等につきましても、政府関係機関いづれも共通のようでありますけれども、私は昨年ちよつとこれに関係をしたわけでも、私は昨年ちよつとこれに関係をしたわけでも、非常に話がつかない。たとえは問題になつております賃上げの問題でも、要求者は三月で話がついたのが十月か十一月になる。おそろく一番長い紛争が継続されていくのです。これはどうも農林年金の経営者がみずから判断したい面があまりにもあり過ぎる。農林省や大蔵省にチェックをされてどうにもならぬ、こういう状態があつて、人事院の公務員のベース改定後でなければいけない、その他の国家公務員の状態の話がついたあとでないとこれらの

関係機関との話がでない、こういうこともあるようなんです。こういう点は予算との関連で法律的にそういう規制がなされておるようでありまして、けれども、大きな問題はさておきまして、たいへんこまかい問題でも、たとえば旅費の規程であるとかあるいは農林年金の職制、職務分掌、こういうものにおいても何か一々大臣の許可という可認可というものがなければ何とできない、こういうことでは当事者能力というものがだんだん欠けてきて、農林年金そのものがこれから資金運用の問題にしても自主的にいろいろ意欲的なものを持つていかなければいけません。監督規程を省令等でいろいろおきめになつておるようでありまして、こういう点はもう少し簡単にしてゆるやかにしていいのじゃないか。当然まあすべきものはまかしてもいいのじゃないかと思ふのですが、この点はどういうふうにお考えになつておられますでしょうか。

○中野政府委員 確かに実情をいたしまして御指摘のような面もあるかと思ひます。しかし一面では、やはり農林年金も公共的な性格を持つておりますし、国庫補助も相当出しておるということでも、役所のほうで予算なり決算の承認その他御指摘のようなどにつきましても承認制度をとつておるわけでございますが、これは田中先生おっしゃいましたように農林年金だけという制度ではございません。ほかの政府関係機関同様にやっておるわけでございます。特に農林年金だけが強過ぎるということではないわけでございます。ただ御指摘のような問題がいろいろ出ておりまして、また私は農林年金のほかに、前の局におりましたときにもやはりそういう問題にぶつかつたわけでございますが、一方ではやはり給与ベースが改定になりますと、これは人事院の勧告に右へならえするということでございまして、なかなかその辺がやりにくい実情は理解しておるわけでございますが、そうかといつてそれを全部はすしてしまつて、金は出すけれども全然干渉するなというわけにもなかなかまいらないというこ

とで、ある意味では給与問題等につきましましては、農政局自体にもまた何も権限がないというように、ことになるものですか、その辺はひとつ実情を御了承いただきたいと思ひます。

○田中(恒)委員 私、公的年金でありますから全然監督や何かをなくしてしまふとかいふことじゃない。やはりちゃんと監督をしなければいけないものは十分しなければいけないと思ひます。出張旅費規程を書いたり、いろいろ職場の分掌を書いたりするようになつて一々お伺いをしなければいけません。いまの職場の管理からいってもこれは職場の一人一人の意見を聞いて仕事をさせていく、意欲をつくらせていく、こういうたてまえがとられておるのに、あれだけりっぱなビルの中で、しかもりっぱな人がおすわりになつて、しかも資金的にも相当大きくなつてきておるあの機構が私にはまともな動きに思ひます。そういう点はちよつと常識はずれじゃないかという気がするのです。これは農林省だけでなく大蔵省も関係しておるようでありまして、その辺の運用は別に省令を変えなくても、法律を変えなくても私は運営で改善される面があると思ひます。これは常識で判断できると思ひます。そういう点をぜひ検討していただいて、できるだけ自主的に農林年金の今後の充実、運用が機能するような指導をやつていただかなければ困る、こういうふうに思つておるわけでありまして。

次に、これは今国会を終わりました沖繩国会といわれるものが出てきた場合に出るのだと思ひますが、沖繩の復帰問題に伴ひまして、四十五年の一月一日から本土の農林年金制度に準じて沖繩の農林年金というものは発足したわけでありまして、これと本土の年金とのつなぎが当然問題になつてくるので、農林省としてもいろいろ御検討せられておると思ひますが、沖繩の農林年金と本土の農林年金との間にどういふ相違があつて、これの引き継ぎをめぐつて今日の程度の作業が進められておるか、この点をお聞きしておきたいと思ひます。

○中野政府委員

沖繩の農林年金は大体本土の年金に準じてつくつておるようでございますが、違ひは、たしか昭和二十一年からだと思ひますが、全然掛け金を払つてない期間については組合員期間にしておるということ、それから御承知のやうに本土の年金につきましましては新法、旧法があるわけでございますが、向こうのほうは全部新法並みにしておるということになつておるわけでございます。

○田中(恒)委員 それをどういふふうに処理せられようと思つておるか。いま話を詰めておるのだと思ひますけれども、沖繩の場合は二十一年の一月二十九日、行政分離した日から組合員という形にしておるわけですね。それは全部新法適用ということにしておるわけですね。それと本土の農林年金との関係、これは沖繩の組合員数というのはわずかですからね。だから私はこれはやる気になれば沖繩の制度をそのまま本土の年金制度に準じてやつていくと、沖繩の既得権を妨害するやうなこともなるわけですが、この辺は何か検討せられておるのじゃないですか。検討過程で出てきておる問題がありましてお知らせをしておいてもらいたい。

○中野政府委員 御指摘のやうに検討しておるわけでございますが、これは農林年金だけでありまして、どうも聞くところによりますと他の制度につきましてもやはり掛け金を払つてない期間をいけば組合員にしておるやうなこともあるやうでございます。そして、どうも農林年金だけそれじゃそれを全部そのとおりにするということになります。これはまた本土とのアンバランスというやうなこともありますが、いづれ結論を出しまして引き継ぎをいたしたいというふうに考えておるわけでございます。ただその際、もしもそういうことになりました場合に、不足責任準備金の問題をどうするかとかいろいろ問題が起つてくるわけでございます。まだ結論を出しておりません。

○田中(恒)委員

沖繩の問題はこれはまことに大きな問題でありまして、われわれは沖繩の人々に對してもまことに相すまぬことをしておるわけでありまして、せめてこの農林年金、われわれの分野ではこの農林漁業団体につながる人がせつ々二十一年から組合員になつて、日本の新法適用のやうな制度をみずからつくられておるわけでありまして、こういうものはやはりそのまま引き継いで実現をさせていくやうな方法をひとつお考えいただきたいと思ひます。これは金にしろもたいしたものはないと思ひますし、制度上の問題は多少ありましようけれども、しかし将来日本のような年金だつて一本にして新法と旧法を区別する必要がないやうな方向に持つていくわけでありまして、沖繩のこの年金問題との関連で十分になりますから、沖繩のこの年金問題と十分に関連をもち、そのやうな趣旨でお取り組みをいただきたい。このことをお願いをいたしまして、ちよつと時間が参りましたので私の質問を終わりたいと思ひます。

○三ツ林委員長代理 瀬野栄次郎君。○瀬野委員 昭和四十四年度及び昭和四十五年度における農林漁業団体職員共済組合法の規定による年金の額の改定に關する法律等の一部を改正する法律案について閣僚當局に質問をいたします。まず最初に厚生省の年金局長にお尋ねをいたしたいと思ひますが、世界の福祉国家すなわち先進国と日本の公的年金との関係について比較した場合、どのような位置づけになつておるか、この点からまず御明説をお願いしたいと思ひます。

○柳瀬説明員 わが国の社会保障の水準といひますか、程度につきましましては、単に社会保障の給付費と国民所得の割合というやうな点だけで見ますと、西欧先進諸国等と比べますと非常に低いわけでございます。大まかにいひまして、EEC諸国の三分の一、それからイギリスとか、北欧諸国の二分の一というやうな状況になつておりました。パーセントでいひますと、社会保障給付費の対国民所得比がわが国におきましては約五・九%くらい、イギリス等では一二・三%、あるいはEEC諸国で一八%というやうな状況になつておるわけでございます。これは単に金額だけで見ますとそういうことになるわけでございますが、必ずしもこれは社会保障の水準が低いというわけではないわけでございます。これを質的に見ますと必ずしもそう見劣りするものではないわけでございます。なぜかといふやうになつておりますが、これは、やはり御承知のごとくわが国においてはまだ高齢人口の占める比率が西欧諸国に對して非常に少ないというやうなことから、それから年金制度が未成熟であるといひます。たとえば国民年金制度もできまして、体系は整つて水準は相当のものに達しておりました。また制度ができてから日が浅いものですから給付が行なわれておらないというやうなことから、それからその他いろいろ状況によりまして総額において非常に少ないわけでございます。水準そのものにつきましましては、たとえば医療保障につきましても、皆保険でもって全部国民をカバーして医療を保障しておる。いまの年金関係につきましても、全部国民年金制度と厚生年金制度、その他の制度におきましてカバーをすてにしておる。それから六十二国会におきまして二万四千年年金制度というものが実現いたしました。その給付額につきましても相当の額に達しておるといふやうなことでございまして、給付水準そのものは西欧諸国と比べてその見劣りがするものではないわけでありまして。

それからあと社会福祉面あるいは生活保護とか、生活保障面の制定につきましてもこれは年々改善を加えてまいつておりますが、これはやはり相当今後も努力をしていかなければならない状況にあるといふやうに考えております。○瀬野委員 ただいま説明の中でEEC諸国に對してわが国の高齢人口が少くないという御説明があつたのですが、わが国においても漸次高齢人口がふえてきておる段階に現在あるわけ、今後老人対策が大きな社会問題になつてくるわけござ

いますが、EEC諸国に対して日本の高齢人口がどのような状態になっているか、その点の機会にもう一度ひとつわかりやすく御説明をお願いしたい、かように思います。

○柳瀬説明員 大体大まかな数字でいまして、西欧諸国の六十五歳以上の人口が一五%以上に達しておるわけですが、わが国におきましては約七%という状況になっておるわけでございます。しかし、これはわが国の人口も現在急速に老人人口がふえつつあるわけでございます、これが昭和六十五年でたしか一〇%をこえ、七十五年で一五%くらい、八十年になりますと一五%をこえるというふうなことになります、西欧諸国並みの高齢人口の割合になってくるわけでございます、先生おっしゃいましたような今後老人問題というのは、社会保障の面においても非常に重要なウエイトを占めてくるものと思っておる次第でございますので、私どもも、鋭意この老人問題の対策について検討を進めておるところでございます。

○瀬野委員 もう一点関連してお尋ねしておきますが、日本の社会保障制度の道、すなわちプログラムの中で、社会保障制度がいろいろと設けられておりますが、公的年金の位置、こういったものはどういう位置にあるか、また日本の農林年金は将来どうあるべきか、こういったことについて厚生省当局はいかなる考えをお持ちであるか、この点もこういう機会に冒頭にひとつ明らかにしたいと思っております。

○柳瀬説明員 わが国の公的年金制度は、先ほども申しましたように制度的には――内容としては一応整備されたような形になっておりますが、現に受給されている人口が少なく、これはたとえ厚生年金でいいますと、高齢者人口の約七%程度というふうな状況でございます、これは昭和十七年に厚生年金制度ができてから約二十年たつてから給付をするというふうなことになりますと三十七年かというところで、まだ八、九年しかたつておりませんので給付している人口

も少ないということなのでございます。

それから国民年金にいたしても、やっと十年年金がこしから給付されるというふうな状況でございます、まだ給付を受けている人がないわけでございます、これは今後急速に受給される方々の数はふえてまいりまして、大体の見通しをいたしましては、十年後の八〇年ころには約五五%程度の人が受給者になるというふうな推計になっておるわけでございます。そういったものと、大体西欧諸国に近づいてくるような受給率になるわけでございます。

○瀬野委員 本法は三十四年以来二十一年の改正が行なわれ、その間三回にわたっていろいろ改正が行なわれてまいりましたが、既裁定年金の額の改定が、過去のいずれの改正を見ましても恩給のベースアップに合わせて行なわれてまいったわけでございます、国家公務員共済組合の改定率に準じて行なわれてきているというところは御承知のとおりであります。農林年金の独自の改定内容ではない、かように思うのであります。この点については社会保障制度審議会の答申が、数次にわたる報告にもかかわらず、恩給法改正のはね返りの形で実施するというこれまでのやり方に一向に改善のあとが見られないというところはまことに遺憾である、こういうふうな指摘をいたしていることも御承知のとおりであります。

なお、四十六年の改正法の答申においても、「年金額の改訂については、物価上昇の趨勢からみてやむを得ない面はあるが、本審議会が毎年繰り返して報告をしているにもかかわらず、依然として恩給の改訂に追随する方法を踏襲している点はまことに遺憾である。特に本審議会の昭和四十二年六月の報告に基づいて設置した公的年金制度調整連絡会議が未だ何等の結論を見ることなく今日に及んでいることは遺憾といわざるを得ない。」かように述べておるわけですが、このように年金額の改定については何を基準として行なうかということが明確にされておられません、例年審議を続けておるわけでありましても、あらためてこ

の点を明確にひとつ御説明をお願いしたい、かように思います。

○中野政府委員 御指摘のような次第はそのとおりでございますが、この措置は、この三年間とりました措置も、ある意味ではスライドになっておるわけでございます。スライド制ということではございませんけれども、なっておりますわけでございます。その根拠は、やはり消費者物価の上昇なり公務員給与の上昇にに応じて、既裁定年金の引き上げをやっておるわけでございます。この問題につきましては、いま御指摘ありましたように社会保障制度審議会でもそういうことを言われております。それからまた、政府のほうの調整連絡会議でもその問題を検討しております、先ほど御答弁申し上げましたように、仕組みが似ております年金のグループごとに検討を進めようというところまで現在来ておるわけでございます。今後検討を続けていきたいと考えております。

○瀬野委員 そこで、年金額の改定についてでございますけれども、物価、給与の上昇ということが問題になっておりますが、最近の傾向としては、これが著しく上昇している現状から見まして、今日でも、今後さらにこういったものは上昇の傾向にあることは予想されるところでもあります。政府としても、公的年金制度全体の問題として結論を急ぐべきである、こういうふうに私たちが考えておるのですが、これらの見通し、見解についてさらにひとつあらためて御見解を承っておきたいと思っております。

○中野政府委員 物価の上昇等がどんどん続いていくということは御指摘のとおりでございます。何らかのルートができればよろしいわけでございますが、ただいまもやはり消費者物価指数その他からはじまして、去年からことしにかけましては一〇・六%上げたということになっておるわけでございます。これをルール化するということになるわけでございますが、やはり農林年金だけ別にそういうことをやるというのはなかなかむずかしいわけでございます、ただいまも申し上げ

ましたように、政府部内でも検討を続けておるわけでございますが、残念ながら、それじやいつになつたら御指摘のようなスライド制ができるかというところまではまだいっておりません。また、したがって、農林省としましてはいつからというふうになるかという見通しをまだ持っていない段階でございます。

○瀬野委員 スライドについては見通しを持っていないということでございますけれども、たとえば恩給制度審議会の答申による物価が五%上がった自動的につらるとか、人事院勧告による公務員給与が五%上がったら引き上げるとか、こういった明確な基準、規定というものが必要である、かように思うわけですが、何によってスライドさせるか、その基準を設定すべきであるというように思いますが、これらについての見解、当分は見通しが立っていないというふうな答弁であるけれども、その意思はあるのか、この点についてもあわせて御見解を承りたい。

○中野政府委員 そのつもりでいま検討を続けておるわけでございます、意思がないわけではもちろんないわけでございます。ただ、実際問題として、三年間同じように、物価、公務員給与の引き上げに応じて引き上げておるわけで、おそろく来年ももちろんそういうことになるかと思っております。そういうことでございまして、これをたとえいま御指摘のように、五%以上物価が上がつたら必ず上げるのだということは、実質的にはもうそうなつておるわけでございますので、もうしばらく公的年金制度についてのスライド制については結論をお持ちいただきたいと思っております。

○瀬野委員 公的年金制度の結論をもう少ししばらく待っていただきたいということですが、そのしばらくというのがいつも問題になるのですが、どのくらいの期間を大体考えておられますか。

○中野政府委員 これはどうも農林省だけでいつだということはないかな言えないわけでございます。

して、農林省としてはまだ見通しを持ってないわけでございます。また連絡会議があらうかと思ひますので、その辺を通じまして詰めていきたいと考えております。

○瀬野委員 次に既裁定年金の額の改定についてお伺いしたいのでありますが、今回の改正は昭和四十五年度の実施した年金額改定の際用いたところの標準給与に乘する率の算定の基礎となつた増加率八・九・〇％を昭和四十六年一月分からは九・二・九％に改め、昭和四十六年十月分以降は一・〇・九・一％に改め、年金額の引き上げ措置を講ずるものとしたしてありますが、この改定率は四十四年度改定の際、公務員給与の実質上昇分・〇・四五を積み残しているため、四十五年改定及び四十六年度改定でその二分の一ずつ、〇・二二五上積みしたものであるから、当然四十五年十月分から十二月分の三カ月分も考慮しなければならぬのに、なぜ昭和四十六年一月分以降としたのか。この改定のまゝいくと十月から十二月の三カ月分は値切つたことになる、最終的にはこういう結論になるわけですが、これについて御見解を承りたい。またいかなる処置をされる考えであるか、お伺いしたい。

○中野政府委員 御指摘のように、昨年の十、十一、十二月は値切つたことになるわけでございますが、これはいろいろ政府内部での検討の結果、先ほどもお話ししましたけれども、恩給制度もそういうふうにしたわけでございます。それに準じたということになるわけでございますので、三カ月分は引き上げができなかったということになるわけでございます。

○瀬野委員 それでは、これは当然四十五年十月分以降と改めてやつたというふうに思ふのですけれども、今後これは考えられない、この分は引き上げができない、こういうことになるわけですか、明確にもう一度答弁願ひたい。

○中野政府委員 今後農林年金だけ三カ月分忘れていた分を引き上げるといふことはなかなかむずかしいと思ひます。ほかの年金制度の改正が全部

四十六年一月からということになっておりますので、それを将来加えるということとは困難ではないかと私は思つております。

○瀬野委員 農業団体の職員の給与は、先ほどの話がありましたように少ない。今後も生産調整あるいは農業のきびしい情勢からなかなか困難な問題がある、こういうたゞに掛け金率も高い、しかももういっただ積み残しまで起きるといふことはまことにかわいそうだと思ふのです。いろいろむずかしい事情もあるような答弁でございますが、さらに十分検討していただきたい、かように要望を強く申し上げておきます。

次に、第三次法改正によりまして、旧法期間にかかわる支給率を新法の支給率に改める一方法として、旧法の平均標準給与を二〇％引き上げるといふ実質的な意味での完全通算の措置がとられたのでありますが、旧法の平均標準給与の算定に際して十一万円という頭打ちが設けられ、このためせつかくの制度改正の恩恵が及ばないものがありまして、既裁定年金者と新規裁定者との間の格差が生じるといふことから、この旧法の平均標準給与の頭打ちの撤廃ということが年来強く要望されてきたにもかかわらず、今回の改正においてこの点が全然前進を見ないという残念なことになるのでありますが、この旧法の平均標準給与の頭打ちを撤廃すべきであると思ふのですが、この点についてあらためてひとつ御見解を承りたい。

○中野政府委員 いま御指摘のような御意見があるわけでございます。また昨年の当委員会の附帯決議にもあるわけでございますが、いまの問題につきましても、二〇％のアップをする趣旨が最終標準給与に合致しようとする考えでありますので、最終標準給与自体が標準給与表の上限で頭打ちになっておる以上、これを上回るということとはなかなかむずかしいという考え方でございまして、十一万円というのをやめるわけにはないか、ということになっておるわけでございます。ただ、このことにつきましては旧法のときだけであ

りませんので、現在の新法におきましても、新法の標準給与につきましてもやはり今度の改正によりまして十八万五千円という頭打ちがあるわけでございます。ただいま申し上げましたように二〇％アップをして十一万円をこえる場合はそこで打ち切るというのやむを得ないのだというふうにはわれわれは考えておるわけでございます。

○瀬野委員 旧法の平均標準給与の最高限度額といふものについては、これを新法並みに改善してはどうかという意見が強いわけですが、この点はどうか。

○中野政府委員 ただいまの問題、もうちょっとや具体的に申し上げますと、四十四年度の改定の際に三十九年九月以前の標準給与上限が五万二千円だったのです。この五万二千円当時の年金につきましても、この標準給与を引き上げておいてこれを十一万円にしたわけでございます。と申しますのは、五万二千円でありまして、ベースアップをいたしましたもつと五万二千円にぶつかつて、実際問題としてベースアップの意味がなくなるといふことで十一万円に上げたわけでございます。しかし昭和三十九年十月以降の標準給与の上限が十一万円に引き上げられてからと申します、ほんの一部の方々がこの十一万円にぶつかつて、具体的に申し上げますと四十四年度全体の〇・五％程度の方々がぶつかるといふような程度でございます。このことはまだやまなかつたわけでございます。ただ、この問題はいま申し上げましたように、かつて五万二千円から十一万円に上げた経緯がございまして、将来物価その他がもつと上がりました際にはやはり検討を要する時期があるいは来るのではないかと、かように考えております。

○瀬野委員 将来物価等が上がつた場合には検討する時期が来るということでございますが、ぜひひとつこれも検討をしていただきたい、かように思ひます。

次に、退職年金等が今改正によりましてその最低保障額が国家公務員共済組合における年金の額の最低保障額の引き上げに準じて引き上げられることになるわけですが、現行法退職年金十三万五千六百円が改正法によりまして十五万円ということになりまして、一万四千四百円の引き上げということになるわけですが、福祉国家、また社会保障の充実を目ざしているわが日本において、これ最低保障といえるか、かようにふりに私は言つておるわけですが、この点政府はどのような見解でございますか、御答弁いただきたい。

○中野政府委員 最低保障の意味でございますが、これはやはり長い間働いてきましたと年金をもらひまして、その年金によりまして老後の生活を維持するといふことでの最低という意味ではないかと私は考えます。しかしながら、実際問題として、それじゃ十五万円だけでいけるかといふと、なかなかさういふふうにはならない面も多いと思ひます。しかし、なかなか財源の問題あり、その他の問題がありまして、それからまた各年金制度とのバランスの問題等もございまして、今後も国共済に準じまして引き上げをやつた。まだもちろんそれは不足ではないかと思ひますけれども、これはやはり今後とも引き上げについては十分努力をすべきじゃないかといふふうに考えておるわけでございます。

○瀬野委員 今回の改正で既裁定年金の最低保障額を昭和三十九年十月一日以降に給付事由が生じた、いわゆる新法の既裁定年金について、また更新組合員についても引き上げられておるわけですが、これは従来の最低保障に比し、若干前進であることはわかるにしても、旧法期間に給付の事由を生じた年金者についても、今回の改正の恩恵が及んでいない。当然恩恵に浴さしていいのではないかと、かように思ふわけですが、同じ人間として生活しておる国民でありながら、このような差別、矛盾といふことは遺憾なことである。旧法時代の人を救うためにも同じ取り扱ひをすべきであると思ふわけですが、この該当者は、私が聞いておるところによるとわずかであるとは聞いておりますが、どのくらいいて、これに対する考えは

こゝろの見解であるということを確認にしたい。
だきたい。

○中野政府委員 御指摘の点につきましては、われわれとしては旧法時代の方々も引き上げたいということでも予算折衝その他やうなわけでございますが、今回新法のみに限られましたのは、私学共済にしましてもあるいは国共済にしましても全部新法以後のものにするというふうに統一された結果、やむを得ず旧法までできなかったわけでございます。その理由とするところは、農林年金の旧法というのはそもそも旧国家公務員共済組合法に準じてつくられたものでありまして、その旧国家公務員共済組合法というのは恩給法に準じております。その恩給につきまして、今回は恩給では長期在職の特例ということで最低保障をしておるわけでございますが、これについての改定がやられませんでした。聞くところによりまして、恩給の場合これの該当者が非常に多くて、なかなか財源上問題があるということでやられなかったというふうにも聞いておるわけであります。そういうことの結果、横の並び、バランスというふうなことから、残念ながら旧法にまで及ばなかったというのがことの結論でございます。われわれとしては、最初に申し上げましたように一萬九千円とか、あるいは四萬八千円という非常に低い最低保障額になっておりますので、これの引き上げについては今後十分努力したいと考えております。

○瀬野委員 今年については及ばなかった。今後引き上げについて努力したいということでありまして、例年ずいぶんこれは問題になっておるわけですが、来年度予算編成等にあたりまして、またいろいろ検討は進められると思いますが、ひとつこれらの対策について善処されるように強く要望いたしておきます。

次に、さきの国会でも強く指摘されたことで問題となったのでありますが、二十年未満の遺族年金の最低保障額一萬九千円については今回も改善が見送られております。これはなぜに是正できない

かったのか、この点御説明をいただきたいと思

○中野政府委員 是正できなかった趣旨はただいま御答弁申し上げたわけでございますが、旧法の関係につきましては、先ほど申し上げましたように、改正ができなかったその一環として一萬九千円も残っており、あるいは四萬八千円も残っておりというふうなことでございます。ただ、この問題につきましては、先ほど申し上げましたけれども、いかに一萬九千円というのとは年額として低いということでございますので、われわれとしては、次の改正に向かひまして、またその引き上げについて努力いたしたいと考えております。

○瀬野委員 さきの答弁で、次の国会でいろいろ検討したいということでございますが、この遺族年金の問題については、各団体からも強い要望がありまして、さきの答弁とあわせてぜひひとつ早い機会に検討をしていただきますように、あわせてお願いをいたしておきます。

次の問題に入りますが、日本の農村社会において、農林漁業団体の果たす役割、また国の農政推進の上に占めること、団体の果たす役割といふものは、いまさら言うまでもなく、重要な意義を持つておるわけであります。これらの団体の職員の待遇というものが、特に単独段階においても、地方公共団体や他の産業団体の諸君に比べ、かなり低位に置かれておることは御承知のとおりであります。先ほどいろいろと質問答弁等があったわけでございますが、この待遇改善、特に給与水準の引き上げ、こゝろのことについて人材確保という上からも緊急な問題でありまして、現在の農業組合等のいわゆる生産調整あるいは農業のたいへんな問題をかかえた現状から困難な問題が山積しておりますが、現状のままの給与水準であれば、人材も集まらなくなってくる、また給与の水準が低いために、したがって年金額にも影響があることも当然であります。こゝろのことについて、どのように農林省は今後監

監督あるいは指導をしていかれるものか、こゝろ

○渡辺政府委員 ごもっともなことであります。御承知のとおり農林漁業団体の職員は組合等が雇用しておるというのが多いわけでありまして、組合が健全でないとなかなか高い給与を出せなくても、実際の問題として高い給与を出せない。組合が健全であるためには個々の組合の農家が健全でなければならぬわけでありまして、政府としては、先ほど発表した地域分担とか、需給の見通しとか、そういうものに基いて時代の要請に即する作目等をさらに助成をする、そういうようなことを通して農家の経営の健全化、組合の健全化あるいは組合の規模の拡大あるいは合併等による効率化、こゝろのようなものをはかして、職員の待遇改善といふものをやりたい、かように考えておるわけでありまして。

○瀬野委員 政務次官は抽象的に言われましたが、もう皆さんも十分御承知だと思ひますけれども、地方公務員共済は一人当たりの平均退職年金額が五萬二千九百円、一人当たりの平均報酬月額が三十二萬四千九百七十七円、国家公務員共済は四萬五千八百九十六円、一人当たりの平均退職年金額が二十七萬九千七百六十六円、農林年金は三萬三千七百九十九円、一人当たりの平均退職年金額が三萬九千四百四十六円、こゝろのことになっておるわけでございます。実際の農林漁業団体の給与水準が低位にあるため、その平均支給年額といふものは他の制度に比べて低い実情にあることは、もう百も皆さん方承知であると思ひます。このことについては、四十五年度改正の際も当委員会いろいろな論議をされ、指摘をされておるところでございます。また附帯決議もつけられております。そこで政務次官、せっかくおいでいただきましたので、これらについて毎回同じような答弁があ

あつておりますが、いかなる努力をされてどのような効果があつたか、その点ひとつ抽象的ではなくて、具体的に御答へ願ひたい。また、給与水準の改善に対していかなることがネックになっておるか、それらについてもひとつあらためて明らかにしていただきたい、かように思ひます。

○渡辺政府委員 各年金等の一人当たりの平均報酬月額等はただいまお述べになったとおりでありまして、農林年金が少くないということは事実であります。先ほど申し上げましたように、これは組合の経営が健全にならなければ、給与を上げたいとしても事実問題として上げられないわけでありまして、具体的に組合の余剰の経費を省いたり、そういう措置を政府はとつておるわけでありまして、それと同時に、何とかいたしまして、現在の農業の大半というものが米というふうなもので動かされてきておったわけでありまして、これらに対しまして、もつと合理的な改善といふものをはかしていくというふうなことを、政府としては措置をとつておるわけでありまして。

具体的にどういふようなことをやってきたかと申しますと、非常に広範なことになりますから、時間の関係上一々申し上げるわけにはまいりませんけれども、いずれにせよ政府としてはやはり組合員の個々の農家が健全な経営ができるように、組合自体が健全な経営ができるように、あらゆる措置をとつておる、こゝろのことです。

○瀬野委員 政務次官は、時間の関係で広範な説明になるから云々と言われましたけれども、実際問題として今後も、特に給与水準を上げるといふようなことが見通しとしてはなかなか暗い情勢にあるわけですね。こゝろのことについて、ひとつ政府当局も力を注いでいただいて、農業団体が人材を擁して安心して、また農業者のために十分な指導ができるような人材をつくるためにも、特段の指導、監督に努力していただかなければ、いつまでたつてもなかなか発展は望めない、かよ

中野政府委員 今回の改正案の第一条の趣旨は、先ほど補足説明でも申し上げましたように、既裁定年金のうちで昭和四十年九月以前の組合員期間を含む者につきまして四十五年度における改定の例に準じまして年金額を改定しているわけでございますが、ある意味ではスライドといひましょうか、物価、公務員の給与の引き上げに應じて既裁定年金を引き上げたということになるわけでございます。それで、いま御指摘の本法の一条の二が昭和四十一年に改正されたわけでございます。

すが、これはいま御指摘ありましたように、国民の生活水準その他の事情に變動があつた場合にはすみやかに改定しろ——趣旨としてはこの趣旨に合つておるわけでございます。

○合沢委員 改正法は、この適用は四十三年十月以降の退職者には適用はないというように解されるのでございまして、そのように解してよろしゅうございまして。

○中野政府委員 差し上げました参考資料にもありますように、四十一年以降になりますと、そういう物価スライドをしないでも、組合員の給与が非常に上がつておりますので、昭和三十四年の給与水準に改定率を乗じて計算をいたしますよりも、現実の給与水準が上がつておりますので、それを使ったほうが得なわけでございます。それで四十一年まではやはり物価スライドしたほうが得だ、こういうことになるような関係でございますので、いま御指摘のように四十三年ごろのものにつきましては、三十四年を基準にして改定率をかけるというのではなくて、そのときの給与を使うということになるわけでございます。

○合沢委員 必ずしも農業団体職員の給与がここ四十二年、四年、五年と物価に相応するような給与のアップになつていないというように考えるわけでございますが、そのように給与のアップに比例して上がつてゐる、これはほうが有利だ、そういう論拠がありますか。

○中野政府委員 差し上げました資料の七ページにもその辺が出ておるわけでございますが、昭和四十一年の十月から四十一年の九月までの改定率が一という事になっております。それはこの表にもございまして、その計算をいたしました結果はもう一を割るといふようなことでございますので、むしろ現実の給与のほうが高いということになるわけでございます。

○合沢委員 私、はつきりその論拠を調査しておりますが、お話によりますと、そのほうが有利だということでございます。しかしながら、これは対象の人によつてずいぶん違ふものだという

ように考えるわけなんです。農林漁業団体のそれぞれの団体の内容も違ふし、一人一人違ふというふうに考えるわけなんです。そこで、そのような平均したものでもつて四十三年十月以降のものについてはこれのほうが有利だということにならないだろうと思ふ。そういう点からいって私は四十三年十月以降の退職者にもこの法律の一条の二が適用されるような措置が当然あるべきだというように考えるわけでございます。また受給者はこの一条の二によつて今回当然改正されるというように期待しておつたというように私は考えるわけでございます。今後ひとつ十分、そういう点まで考えた法律の改正を要請したいというように考えるわけでございます。

それから、次に質問を申し上げますが、四十一年の法の改正で、この完全通算の趣旨からして、旧法の平均の標準価格を二・二倍するという事になつておりますが、その際最高が十一万円で頭打ちになつておるわけですが、したがつて九万円の方が高八千円ということ、九万円を少し過ぎるなどの改正の恩典に浴しないということになるわけなんです。今回、当然この頭打ちを改正して十八万五千円まですべきだというように考えるわけでございますが、今回これを改正しなかつた理由について御見解をお聞きしたいと思います。

○中野政府委員 ただいまの御指摘の問題でございますが、これは旧法の平均標準給与につきましては最終の標準給与との調整をはかるため二〇％上げるということになつておるわけでございますが、これにつきまして標準給与表の上限で頭打ちさせることは不合理でないかという、いまおつた御意見があるわけでございます。これは、前国会でもこういう御議論があつたわけでございますが、これにつきましては二〇％アップする意味が、最終標準給与に合わせようといわれわれ考えた上での措置でございます。最終給与表自体が当然給与表の上限で頭打ちになつております以上、それを上回るといふことはなかなかむずかしいという結論になつたわけでございます。そ

こで十一万円ということに現在なつておるわけでございます。

なお、この問題につきまして、かつて五万二千円を十一万円まで上げたことがございます。これはベースアップとの関連でございますが、五万二千円が頭打ちになつておりましたと、せっかくのベースアップもほとんど意味がなくなつたというので、かつて十一万円まで上げたわけでございますが、今回はその十一万円をそのままにしておきましたのは、ほとんど十一万円をこえる人がない。数字的に申し上げますと〇・五〇程度ということでございます。これはいづれ先のことになるわけでございますが、物価水準その他がもつと上がった場合に、十一万円の頭打ちで非常にたくさんの方々が困るような事態になりますれば、あるいは改定を要するかと考えておりますが、本年度はまだほとんどないものから、これを据え置いたということになつたわけでございます。

○合沢委員 この問題は、六十二、六十三国会でもこの委員会が附帯決議もつておる問題でございます。対象者が少ないということではあるが、当然今回改正されるべきであつたというふうに私考えるわけでございます。今回の改正のときには、ぜひひとつこの点の改正を要請しておきたいと思ふのでございます。それから、先ほど田中委員からもお話ございましたが、年金額の改定に關する法律でありながら、この受給者にとつてはこの法律は、はたして自分が幾ら上がるのかという事については少しもわからない法律なんですよ。これ、ひとり農林年金だけではないだろうと思ふのですが、年金の額を改定する法律でありながらわからないという事は非常におかしな感じがするわけなんです。ひとり農林年金だけではないと思ふのでございますが、この点について将来もつとすつきりするような、そういうことはできないものかどうか、ほかとの関連もございまして、見解を聞きたいと思ひます。

○中野政府委員 確かに、ただいまの場合にはもとの標準給与をスライドした上でいろいろな計算をするといふことで、御本人から見ると幾らになるかなかなかわかりにくい。むしろ、きまつていける年金額を何％上げるかということが一番簡単かと思ひますけれども、またそういう面についても検討は各共済ともやつたわけでございますけれども、もしただいま申し上げましたように年金額を直接何％上げるということにいたしますと、またこれはいろいろ問題が出てまいります。たとえば給付事由の発生時点がわずかな違い、たとえば昭和四十五年十二月の人は四十五年度のスライド額をかける、それから四十六年になりますと四十六年度の額をかける。それで非常な差が出るというやうなこともありますし、それからこれは計算してみないとわかりませんけれども、場合によりましては給付事由の発生時点の古い年金の額のほうが高くなるというやうな計算も、やつてみるとあるやうでございます。そういういろいろな問題が出てきておりますので、現在では各年金とも既裁定年金の基礎となりました組合期間の各月の標準給与の額に改定率をかけるというやり方をやらざるを得ないわけでありまして。

次に、この最低保障の額でございますが、先ほども二十年未満の遺族年金の一萬九千円が据え置きになつてゐるのはいかぬじやないかというやうな御指摘がありました。六十二国会でしたか、そのときの附帯決議でも、二十年未満の遺族年金についての問題が指摘されておつたわけでありまして。今回これがやはり恩給等の関係で据え置かれるといふことでございますが、ひとつ、二十年未満の遺族年金だけではないですが、旧法の退職金にしましても最低が低過ぎるということなんです。これについても指摘がございまして、今後努力するといふことでございますが、今回の改正のときには二十年未満の遺族年金の最低額の引き上

るといふことで、御本人から見ると幾らになるかなかなかわかりにくい。むしろ、きまつていける年金額を何％上げるかということが一番簡単かと思ひますけれども、またそういう面についても検討は各共済ともやつたわけでございますけれども、もしただいま申し上げましたように年金額を直接何％上げるということにいたしますと、またこれはいろいろ問題が出てまいります。たとえば給付事由の発生時点がわずかな違い、たとえば昭和四十五年十二月の人は四十五年度のスライド額をかける、それから四十六年になりますと四十六年度の額をかける。それで非常な差が出るというやうなこともありますし、それからこれは計算してみないとわかりませんけれども、場合によりましては給付事由の発生時点の古い年金の額のほうが高くなるというやうな計算も、やつてみるとあるやうでございます。そういういろいろな問題が出てきておりますので、現在では各年金とも既裁定年金の基礎となりました組合期間の各月の標準給与の額に改定率をかけるというやり方をやらざるを得ないわけでありまして。

げにぜひ一段の御努力を願いたいと思うわけでございます。

それから今回の最低保障額の引き上げについて旧法の既裁定年金の改正額はなぜ適用しないのかということでございます。旧法の適用というのは数も少ないわけでもございまして、同時にまたそういう方々は給与も低く、したがって年金も低いわけなんです。さらに非常に高齢者だということでございます。こういった人こそ社会保障の面からいって当然救済すべきだというように考えるわけでございますが、こういう点についてどのような見解を持っておられるか、お聞かせ願いたいと思います。

○中野政府委員 御指摘のように、今回の改正では新法期間に規定のあった方々だけ引き上げをやつて、旧法には及ばなかったわけでございす。これは、われわれといたしましては昭和三十四年発足以来全部引き上げてもらいたいという要求をしたわけでございす。先ほど御答弁申し上げましたように、今回の改正はどの共済制度とも新法期間に限ってそういうふうにするというふうに統一された結果、やむを得ずわれわれとしましては新法期間にしたわけでございす。ただ、先ほど申し上げましたように、農林年金が新法期間が一番短い、旧法期間が長いというふうなこともあるわけでございすので、今後その旧法期間まで及ぶようにわれわれは引き上げの努力をいたしたいということを先ほど申し上げたわけでございす。あらためてそういう努力をしたいということを申し上げたいと思ひます。

○合沢委員 それから先ほど御指摘がありました国庫補助の關係でございますが、これは四十一年の五十一国会で一五％の国庫補助が一六％に上げられた。そこで、その後六十二国会、六十三国会でも附帯決議としてこの二〇％の国庫補助の増額を決議しておるようなわけでございす。しかし、今回もそのまま据え置かれていふということ、先ほどいろいろそれについての御説明もやつておりましたが、何と云つてもやはり農林漁業団

体の職員の給与は低いわけでございすし、なお今後とも、非常に農林漁業団体職員の待遇改善というの、他の公的年金に該当する職員に比べてそのベースはなかなか追いつかないというふうな情勢じゃなかろうかと思ひます。しかもそういった農林漁業団体職員の今後農林漁業に果たす役割りというものは非常に大きいだろうと思ひます。そういう農林漁業団体職員の年金の補助率等をも、この農林漁業団体職員の年金の補助率等を二〇％程度に上げて、そして対象の職員が今後優遇されるということによって人材を発掘するということ、さらにはまたこの整理資源の補助にしても一六％のままということ、先ほど次官はそういう点については公務員の問題あるいは私学共済の問題等を言われましたが、公務員共済等については整理資源を見ているわけでございすし、したがって国の補助率は約三〇％になるんじゃないかならうかというふうに考えられるわけなんです。また私学共済も一六％ではあるが、整理資源はそのうちの二分の一は政府出資の私学振興財団からですか補助金が出されているという事情にもあるわけでございす。そういうことからして、当然私は年金に対する補助金の一六％というものは二〇％に増額してほしいというふうに考えるわけなんです。おそらく農林省も努力されるだろうと思ひますが、ひとつ努力したその経過等についてお聞かせ願ひたいと思ひわけでございす。

○中野政府委員 ただいまの御指摘の補助率の問題でございますが、当委員会でも何度かにわたり御決議をいたしておりました。なかなかそのとおりいかないわけでございますが、どうも、われわれとしては、ただいま合沢先生御指摘のように、ほかのものと比べて不利ではないかという気がいたしまして、二〇％やれということを大蔵省に要求するわけでございす。先ほど大蔵省の主計官が答弁しておりましたけれども、大蔵省か

ら見ますと、いまのままでバランスがとれているのだということ、なかなかうまくいふこと打開の道がないわけでございます。その辺について苦慮しておるわけでございす。先ほど申し上げましたように、ただいま再計算をやっておりますので、そういうもの等も関連させまして、今後、先ほど御指摘のようにこれは掛け金も高過ぎてこれ以上なかなか上げかねるという一面もございすので、その辺も勘案いたしまして、どう持つていくかということ、農林省としてもいろいろ腹を据えてやつていきたいというふうに考えております。

○合沢委員 以上で私の質問を終わります。

○三ツ林委員長代理 次回は来たる十一日開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時三十四分散会

昭和四十六年五月二十九日印刷

昭和四十六年五月三十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

B